



SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0について

《現在、「SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0」が公開されています。2027年2月1日から2028年1月31日までの期間においては、Version 1.3.1 またはVersion 2.0のいずれかを用いて目標の提出が可能です。2028年2月1日以降は、Version 2.0の適用が義務化されます。本資料は、主に「SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0」に基づいて作成しています。本資料の内容と原文の内容に差異がある場合は、原文を正とします。》

※本資料は、2026年8月時点の情報に基づいています

環境省



1.	序章 改定概要	2
2.	第1章 ネットゼロガバナンス	9
3.	第2章 基準年評価	12
4.	第3章 目標設定	18
5.	第4章 目標実施	37
6.	第5章 報告・進捗報告	46
7.	第6章 継続的排出責任	49
8.	参考	53

序章 改定概要

SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表



- SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0（以下、CNZS V2.0）が、2026年6月11日に公表された。



位置づけ

- **短期・長期目標の統合**：別建てだった短期目標基準とネットゼロ基準を一つの基準に統合。短期目標（5年毎）から2050年ネットゼロまでを一貫した枠組で規定
- **中小企業版の統合**：独立した中小企業向けルートを廃止。規模・所在国の所得水準で「**カテゴリA（大企業・先進国の中堅企業等）**／**B（小規模企業等）**」に区分し、カテゴリBはScope3目標・移行計画開示・第三者保証の取得等を任意とする

カテゴリA／B区分

- CNZS V2.0では、独立した中小企業向けルートを廃止し、売上高や総資産、従業員数、所在国の所得水準により「カテゴリA（大企業・先進国の中堅企業等）／B（小規模企業等）」で区分する。

カテゴリA／Bの定義

区分	該当条件（いずれかを満たす）	所在国
カテゴリA	少なくとも次の1つに該当 ・ 純売上高 ≥ €450百万 ・ 従業員（FTE） ≥ 1,000人	全ての国
	Scope1・2排出量 ≥ 1万tCO ₂ eまたは少なくとも次の2つに該当 ・ 総資産 ≥ €25百万 ・ 純売上高 ≥ €50百万 ・ 従業員（FTE） ≥ 250人	高所得国
カテゴリB	・ 上記のカテゴリA条件を満たさない	全ての国

カテゴリAのみに求められる要件（カテゴリBは任意）

- ・ 移行計画の開示（C2.4）
- ・ Scope3目標の設定（C9.1）
- ・ 基準年の各Scope排出量、目標年の進捗データ等に対する第三者保証（限定保証以上）（C7.1,C37.7）
- ・ Scope2の時間単位マッチング（C32）

Version 2.0の狙い ～目標設定から実行へ～



- SBTiのWebページにおいて、CNZSの改定の目的について「CNZS V2.0は、目標の設定と実施のための拡充されたツールキットを備えた、SBTiにとってこれまでで最も包括的な企業気候アクションの枠組みであり、ネットゼロへの道のりのあらゆる段階にある企業にとって、信頼性が高く科学に基づく気候アクションを、実践的で、利用しやすく、かつ自社に関連性のあるものにする。」と紹介されている。

- 幅広い参加を得たコンサルテーションから明らかとなったのは、炭素制約の厳しい世界で移行リスクを管理し、ビジネスの強靱性を強化しながら、企業の競争力を維持することができる企業気候アクションに関する共通基準が今なお必要であるということです。
- **CNZS 2.0は、各企業のさまざまな背景、それに付随する排出量削減の機会と課題を許容し、各企業が持つ脱炭素化のための活用可能な手段に整合させました。**
- また、炭素排出量の算定方法やマーケット手法といった、発展中の枠組みとも相互運用性があり、これまでのアプローチとの連続性も確保しています。
- 改定版の本基準は、10年間にわたる経験と知見の蓄積、幅広い参加を得たコンサルテーション、パイロットテストを反映し、SBTiの大きな前進を表しています。

CNZS V2.0への移行スケジュールと基準の選択



- 2027年2月1日からCNZS V2.0の適用が可能となり、2027年2月1日から2028年1月31日まではV1.3.1とV2.0のいずれかを用いて目標提出することが可能。
- 2028年2月1日からは CNZS V2.0の適用が必須となる。

移行
スケ
ジュ
ール



● 目標を新たに設定または更新する企業

- ・ 2028年より前に目標を設定または更新する企業は、目標設定を遅らせないことが奨励されています。2028年2月のV2.0の適用開始まで目標更新を延長する必要はなく、2028年1月までV1.3.1に基づいて目標を設定することができます。※
- ・ V2.0の新要素はV1.3.1でも利用可能です。V1.3.1に基づいて設定された目標は、V2.0が適用必須とされる2028年2月1日以降においても、目標サイクルの全期間にわたって有効です。その後、後続サイクルについてはV2.0に基づいて目標を設定することになります。

※ 移行期間（2027年2月1日～2028年1月31日）における目標更新の延長について

2026年8月13日公表のSBTi公式ブログにおいて、V2.0に基づいて目標を更新することを希望する企業は、目標見直しの延長を申請できることが示されています。この延長により、当該企業は、CNZS V2.0が運用可能となるまで、更新した目標を提出する必要がなくなります。ただし、延長は自動的に認められるものではなく、個別の事案ごとに判断されます。延長は、企業が新しい基準への移行に向けて適切に準備が整っており、かつ合意された期間内に関連する要件を満たすことができることを示せる場合に限り、認められます。

● 既に2030年以降を目標年とする目標を設定済みの企業

- ・ 2030年以降を目標年とする目標を設定済みの企業、及び2028年に「義務的な5年見直し（既存目標の5年ごとの見直し義務）」に該当する企業は、V1.3.1に基づく設定済目標を維持することが推奨されます。
- ・ そのうえで、次のサイクル(2030～2035年)においてV2.0へ移行することを計画し、2028年から新たな目標設定に着手することが推奨されています。この準備期間は、企業が排出削減のためのプロジェクト及びプログラムの実施を計画するのに十分な時間を確保できるようにすることを意図しています。

基準
の選
択

CNZS V1.3.1に適用されるCNZS V2.0の新要素



- 円滑な移行を支えるため、CNZS 2.0における新要素の多くが、CNZS V1.3.1のもとでも利用可能となる。

CNZS V2.0における新要素

CNZS V1.3.1下での扱い

企業カテゴリ

- 独立した中小企業向けルートが廃止され、売上高や総資産、従業員数、所在国の所得水準により「カテゴリA（大企業・先進国の中堅企業等）／B（小規模企業等）」で区分される

- CNZS V2.0の「カテゴリA」の閾値を満たさない企業は、CNZS V1.3.1の下で中小企業（SME）としてのカテゴリ区分を採用するよう申請することができる

目標経路

- 絶対量削減方式（ACA：Absolute Contraction Approach）は、2026年第2四半期に前倒しでCNZS V2.0からV1.3.1に取り込まれた※1、直近の排出データを反映した基準年に対して適用される年間排出削減量に基づいて目標を設定する方式

- 絶対量削減方式は、既にSBTiの全ツール及び提出資料に統合済でCNZS V2.0への移行に際して、追加の対応は不要

目標に向けた行動

- 目標実施ヒエラルキー（削減策の優先順位：活動レベル（直接削減）→活動プールレベル（共有システム内でのアクション）→セクターレベル）を導入

- CNZS V2.0及び関連ガイダンスに定められた要件に従うことを条件として、CNZS V1.3.1の下で設定された目標の達成にも適用され得る

進捗報告

- 目標サイクル終了時評価を含む、強化された透明性の枠組みを導入し、カテゴリA企業には第三者保証を求める

- SBTiは、円滑な移行を確保するため、企業がCNZS V1.3.1の下での目標サイクル終了時の進捗報告に対して、第三者保証の要件を先行的に採用することを推奨する

ベストエフォートに基づく目標追求

- SBTiフレームワークが「野心」から「行動」へと発展するのに伴い、目標設定はベストエフォート※2で追求されるものであることが明確化され、排出削減を推進するために利用可能なすべての手段を用い、実施上の障壁に積極的に対処することが期待される

- ベストエフォート※2は、CNZS V1.3.1とV2.0において適用される

継続的排出責任（OER）

- 継続的排出（目標期間内に大気中へ継続排出される全ScopeのGHG排出量）の一定割合を気候貢献※3でカバーする参加任意の認定プログラム
- 参加しない場合はSBTiに理由を提出しなければならない

- 2027年開始予定の継続的排出責任にCNZS V1.3.1とV2.0の双方の下で目標保有企業が参加可能

※1 SBTi Webページ参照

※2 目標達成に必要なかつ適切な、自社の管理・影響下の全手段を尽くし、重要な依存関係とリスクの特定・報告・能動的管理することで示される努力の水準。CNZS V2.0の下での初回サイクル後に目標を再検証しようとする企業に対する最低進捗基準（minimum progress criteria）は、SBTi Assurance Manual にて定められる予定である

※3 気候貢献の手段には、(a)カバー量と同量(tCO₂e)の検証済み緩和成果の支援(事後的に第三者保証を受けtCO₂eで測定された成果であり、かつ、バリューチェーン外の排出削減／自然の炭素吸収源の回復・保護・強化／大気からの炭素除去・貯留のいずれかから得られるもの)と(b)貢献予算による支援(検証済み緩和成果、事前緩和資金、低炭素・ゼロ炭素R&D・イノベーション資金、緩和を可能にする成果への資金、適応・レジリエンス資金、損失と損害資金)がある

出所：CNZS V2.0、Continuing Use of the Corporate Net-Zero Standard V1.3.1 and Transition to Version 2.0を基に作成

CNZS V2.0 各章のポイント



■ CNZS V2.0の章構成と主な内容は以下の通り。

章 (No,項目)	何をするか	本資料 参照頁
1 ネットゼロ・ガバナンス	- 最高レベルのガバナンス(取締役会等)が、目標承認・監督し、目標の全体的な説明責任を負う (C1) - 目標をどのように実施するかを示す「移行計画」を策定・維持 (C2)	P9
2 基準年評価	- 包括的なデータが利用可能な最新年を、短期目標の基準年に選定 (C4.1) - GHGプロトコル基準に整合したGHG排出インベントリを算定・報告 (Scope1・2は必須) (C5) - バリューチェーン内の高排出活動を特定し、起因する排出量を定量化・報告 (C6.1,C6.2,C6.4) - カテゴリA企業は、基準年のScope1~3排出量について、第三者保証を取得 (C7.1)	P12
3 目標設定	- Scope1,2,3ごとに目標設定する (カテゴリB企業はScope3は任意) (C9.1) - 短期目標は5年目標、長期目標は遅くとも2050年までの目標を設定(ネットゼロ目標設定は任意) (C9.2,C9.3,C17)	P18
4 目標実施	- 削減策の優先順は、目標実施ヒエラルキー(①直接アクション(活動レベル)→②活動プール(送電網等の共有システムでのアクション)→③セクターレベルでのアクション)に沿う (C21.1~C21.3) - 電力消費の活動プール境界を供給可能地域※1※2に基づいて定義する (C30) - カテゴリA企業の電力多使用活動プールは、低炭素電力割合を時間単位で算出・報告 (C32,C32.1)	P37
5 報告・進捗評価	- 毎年、目標の進捗と障壁を報告 (C36,C36.6,C36.8) 5年サイクルの終了時に目標の進捗を評価・報告(カテゴリA企業は進捗データに第三者保証) (C37)	P46
6 継続的排出責任	- 継続的排出 (目標期間内に大気中へ継続的に排出される全ScopeのGHG排出量) の一定割合を気候貢献によってカバーする、参加任意の認定プログラム。(不参加の際は理由提出) (C38-C44) - カテゴリA企業は、2035年以降、残る排出の一部を炭素除去の支援でカバー(例示的要件) (C45) - ネットゼロ目標年以降、限界まで排出削減した上で残る排出を炭素除去で全量打消す(中和) (C46)	P49

※1 同期グリッドに接続されたすべての電力生成源が、当該グリッドに接続された電力消費源に対して電力を供給すると合理的に見込むことができる地理的領域。供給可能地域は、電力システムにおけるある領域の次の側面のバランスをとったものである。すなわち、(i) 同期グリッドの境界、(ii) 送電の混雑、及び (iii) 地域内の接続性。(KEY TERMS)

※2 CNZS V2.0発効前の既存長期契約に由来するマーケット手法は発効日前に適用されていた同一の活動プール内で供給可能と見做すことができる。マーケット手法の契約更新による供給可能地域の延長は不可 (C30.5)

出所：CNZS V2.0、WWF Webサイト ニュース・活動報告 (2026年6月29日) を基に作成※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

第1章 ネットゼロガバナンス

- 企業は、目標を設定・提出するために**最高レベルのガバナンス**における内部承認を得なければならない、かつ、そのレベルで目標の実施に対する監督を確保しなければならない。（C1）

項目	条文番号	条文	対象 企業カテゴリ
説明責任	C1.1	企業の最高統治機関（すなわち取締役会またはそれに相当する機関）は、目標の設定・検証への提出、及び目標実施の監督を含め、SBTi目標に対する全体的な説明責任を負うことに同意しなければならない	A B
ガバナンスの開示	C1.2	自社の目標の監督及び実施に責任を負うガバナンス体制の記述を提出・報告しなければならない	A B
見直しの仕組み	C1.3	進捗の報告、ならびに発展する科学・自社のパフォーマンス・ベストプラクティスを反映するための目標の定期的な見直し・調整について、文書化されたプロセスを確立しなければならない	A B

移行計画の策定

- 企業は、自社の目標をどのように実施するかを示す移行計画を策定し、維持しなければならない。（C2）

移行計画の内容（C2.1）

目標の詳細	SBTiにより検証された全ての科学に基づく目標
対象範囲	カテゴリA企業はScope1~3
行動	短期目標を達成するために見込まれる行動の記述や、続く5年間にわたる指標的な（想定される）行動、ネットゼロに向けた長期の大まかなロードマップ等
前提条件と依存関係	目標を実施する企業の能力に重大な影響を及ぼし得る主要な前提条件及び外部依存関係、ならびにそれらの依存関係を能動的に管理するために企業がとる行動の記述
未対策の化石燃料の段階的廃止	該当する場合、未対策の化石燃料の使用に由来する製品・サービスからの収益を、ネットゼロ経路と整合する形で段階的に廃止するというコミットメント
高排出活動の計画	バリューチェーンにおいて重要な排出集約的活動（EIA）を特定している場合（C6参照）、企業はこれらの排出を脱炭素化する計画を策定しなければならない

計画策定後の要件（C2.2~2.5）

承認

移行計画は、企業の最高統治機関（例：取締役会またはそれに相当する機関）によって正式に承認・採択されなければならない

企業戦略との整合

企業は、自社の移行計画が企業戦略と整合している、または企業戦略に統合されていることを確実にしなければならない

開示 (カテゴリAのみ)

目標検証の完了から15か月以内に、または適用される国・地方の規制枠組みへの適合のために必要な場合はそれより早く、移行計画の開示を公表しなければならない

見直し

企業は、少なくとも5年ごとに移行計画を見直し、必要に応じて更新しなければならない（目標検証の時点で既に存在する計画については、見直しサイクルは当該計画の当初公表日から起算する）

※1 移行計画とは、検証済みの科学に基づく目標を実施するために必要なアクション及び時間軸（主要な前提条件及び依存関係を含む）、ならびに実施及びモニタリングのためのガバナンス及び説明責任の仕組みを定める、企業の全体戦略の一側面（KEY TERMS）

出所：CNZS V2.0 を基に作成

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

第2章 基準年評価

組織境界及び運用境界



- 企業は、該当するSBTi基準の全要件の対象範囲となる、組織境界及び運用境界を定義しなければならない。(C3)

項目	条文番号	条文	対象 企業カテゴリ
境界の定義	C3.1	組織境界及び運用境界は、適用されるGHGプロトコル基準（利用可能な最新かつ有効な版を用いる）に整合する形で、または適用される国・地方の規制枠組みへの適合のために求められる形で、定義しなければならない	A B
グループレベルの境界	C3.2	- 企業は、組織境界を最終親会社のレベルで設定しなければならない - 子会社が独立した事業として運営されている場合は、そのアプローチを正当化できることを条件として、組織境界を子会社レベルで設定してもよい※1	A B
子会社の対象範囲	C3.3	- 企業は、自社の組織境界の中に全子会社の活動を含めなければならない - 子会社が独自の目標を設定する場合、その子会社は、自らの組織境界の中にある全ての（傘下の）子会社の活動も含めなければならない	A B
親会社の開示	C3.4	目標を設定する企業が子会社である場合、その企業は、目標検証プロセスの一環として、最終親会社の正式名称を提出しなければならない	A B
報告	C3.5	企業は、組織境界の定義に用いた連結アプローチを、目標検証後の次の報告サイクルにおいて報告しなければならない	A B

※1 セクションB.3に定めるとおり、企業カテゴリ（カテゴリA／B）の閾値は、組織境界がどのレベルで設定されるかにかかわらず、連結グループ（consolidated group）に基づいて判定される。これは、大企業グループ間の比較可能性と公平性を確保するためである。

出所：CNZS V2.0 を基に作成

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

基準年の選び方



- 企業は、自社の構造及び活動を正確に反映する基準年を選定しなければならない。※¹（C4）

項目	条文番号	条文	対象 企業カテゴリ
短期目標の基準年	C4.1	包括的なデータが利用可能な直近年を、短期目標の基準年として選定しなければならない	A B
後続の目標サイクルにおける基準年	C4.2	後続の各目標サイクルにおいて、更改の時点で包括的なデータが利用可能な直近年に対応する、新たな基準年を設定しなければならない	A B
直近年の例外	C4.3	- 直近年が自社の構造及び活動を正確に反映していない場合、自社の構造及び活動を代表する別の基準年を選定しなければならない - 目標検証後の次の報告サイクルにおいて、正当化理由を報告しなければならない	A B
目標期間の一貫性	C4.4	短期目標全体にわたって基準年を一貫して適用しなければならない	A B
より早期の基準年についての対外的説明	C4.5	- 自社の目標を、より早期の参照年（例：インベントリ基準年）を基準として対外的に説明しても良い - ただし、その参照年に対する同等の野心度が、検証の過程で確認・承認されていることを条件とする	A B
短期目標の期間	C9.2	- 短期目標は、検証申請の時点における直近の報告期間の開始から始まる5年間をカバーしなければならない - CNZS V2.0の下で初めて目標を設定する場合、自社の事業サイクル又は報告サイクルと整合させるため、5年未満の期間をカバーする目標を任意で設定してもよい - 後続の目標サイクルについては、短期目標は、前回の目標年の直後の年に始まる次の5年間をカバーしなければならない	A B
直近年	KEY TERM	提出日の2年前より後の完全な報告期間をカバーする、利用可能な最新のScope1・2・3のGHGインベントリであって、企業の排出量が経時的に追跡される基準となるもの	—

※¹ 基準年は、必ずしもインベントリ基準年（inventory base year）と同一ではない。インベントリ基準年は、GHGプロトコル（2004）の定義によれば「企業の排出量を経時的に追跡する際の基準となる過去の一時点」である。これに対し、基準年は、目標を設定する際に選択される参照年（reference year）である。（脚注17）

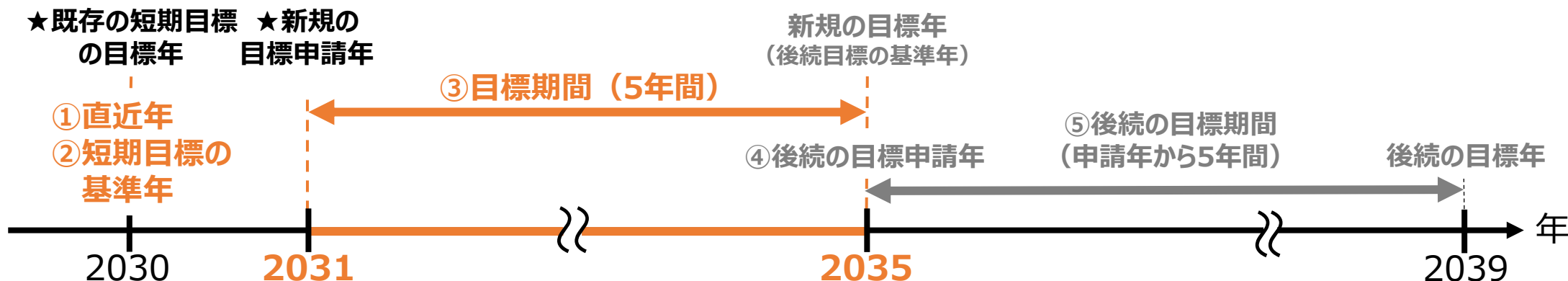
出所：CNZS V2.0 を基に作成

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

(参考) 基準年・直近年・申請年・目標期間・目標年



■ 新規の申請年が2031年、前の目標年が2030年である場合の例は次の通り。



NO.	項目	関連条項	上図における年
★	既存の短期目標の目標年	—	2030年とする (本頁における例)
★	新規の目標申請年	—	2031年とする (本頁における例)
①	直近年	・ 直近年とは、提出日（＝新規の申請年）の2年前より後の完全な報告期間をカバーする、利用可能な最新のScope1・2・3のGHGインベントリであって、企業の排出量が経時的に追跡される基準となるもの（KEY TERMS）	2030年
②	短期目標の基準年	・ 包括的なデータが利用可能な直近年を、基準年として選定しなければならない（C4.1） ※ 直近年が自社の構造及び活動を正確に反映していない場合、自社の構造及び活動を代表する別の基準年を選定しなければならない（C4.3）	原則2030年（＝①） ※①と異なる例外あり
③	目標期間	・ 短期目標は、検証申請の時点における直近の報告期間の開始から始まる5年間をカバーしなければならない（C9.2） ※ CNZS V2.0の下での初回目標設定時は5年未満の期間をカバーする目標を任意で設定してもよい（C9.2a）	2031年～2035年 ※2031年～2034年以前も可
④	後続の目標申請年	・ CNZS V2.0に基づいて目標設定した企業は、前の目標期間終了24か月前から終了後12か月以内に新たな目標を検証のため提出しなければならない（B.4）	2035年とする (本頁における例)
⑤	後続の目標期間	・ 短期目標は、前回の目標年の直後の年に始まる次の5年間をカバーしなければならない（C9.2b）	2035年～2039年

目標検証後の次の報告サイクルでの報告事項

- 企業は、GHGプロトコル基準に整合したGHG排出インベントリを算定・報告しなければならない。（C5）

目標検証後の次報告サイクル※1での報告事項（C5～C7参照）

1	基準年	2	物理GHGインベントリに 反映されない 行動・マーケット手法	3	総電力消費量	4	低炭素電力消費量 の割合
5	GHGインベントリ (Scope1・2+ カテゴリAはScope3)	6	第三者保証 (本資料P17参照)	7	重大なデータのギャップ、 方法論上の限界・ 不確実性、推計値・ 代替データの使用	8	高排出活動（EIA） (物理GHGインベントリ における絶対排出量と Scope3に占める割合)

自社のバリューチェーンに存在する、表A.1（Table A.1）
に掲載されたEIAを特定しなければならない

報告時期

- 上記の報告事項は、**目標検証後の次の報告サイクルにおいて報告しなければならない**（加えて、上記1～7は、目標検証の完了から6か月以内に、当該情報がSBTiダッシュボード上で公開表示されることに同意しなければならない）（C5.11,C6.5）
- 上記8のEIAについては、目標検証後の次の報告サイクルでの報告が実行可能でないことを信頼できる形で立証できる場合は、目標検証後の2回目の報告サイクルにおいて報告すれば良い。（C6.5）

Table A.1. List of scope 3 EIAs, categorized by EIA Group (commodities, transport, or sold products). Note: The list of EIAs is expected to expand over time to reflect ongoing development of SBTi sector resources and pathways.

Activity	NACE code	Description of EIA Boundary
COMMODITIES		
Cement	23.51	Extraction of limestone/clay, transport, and high-heat calcination in the kiln, plus clinker grinding and blending.
Steel	24.10	Iron ore mining, coking coal production, blast furnace reduction (or scrap melting in electric arc furnaces), and oxygen furnace processing.
Aluminum	24.42	Bauxite mining, alumina refining (Bayer process), and carbon-intensive electrolysis, including anode consumption.
Ammonia	20.15	Feedstock extraction (gas/coal) and the production of hydrogen and nitrogen, followed by the Haber-Bosch process.
Methanol	20.14	Feedstock extraction (gas/coal), synthesis gas (syngas) production, and catalytic conversion into liquid methanol.
Ethylene	20.14	Raw material extraction, processing/refining of feedstocks, and the production of ethylene via high-temperature steam cracking with

Table A.1. List of Scope3 EIAs, categorized by EIA Group
(本資料P56～57参照)

※1 報告サイクルとは、「組織がサステナビリティ関連情報を取りまとめ、検証し、開示する、反復的な、通常12か月の期間（通常はその財務報告年度と整合させる）（KEY TERMS）

つまり、目標検証後の次の報告サイクルとは、目標申請後の最初の年度を指す

出所：CNZS V2.0を基に作成 ※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

第三者保証



- 独立した第三者保証を通じて、基準年のGHG排出インベントリ及び関連する計算の信頼性・確実性を強化する。カテゴリA企業には必須とされ、カテゴリB企業には強く推奨される。

項目	条文番号	条文	対象 企業カテゴリ ※白塗りは 対応任意
保証の対象範囲	C7.1	以下の保証範囲をカバーしなければならない ・ 基準年のScope1・Scope2・Scope3排出量 ・ 低炭素電力（LCE）の計算 ・ 重要な高排出活動（EIA）からの排出量 ・ 目標設定に用いられるその他の指標	A B
保証の水準	C7.2	・ 少なくとも限定保証の水準で、独立した第三者保証を取得しなければならない	A B
保証提供者	C7.3	・ 保証は、国際的に認知された保証基準に従い、認定を受けた独立の第三者によって実施しなければならない	A B
報告	C7.4	・ 企業は、自社の保証プロセスに関して以下の情報を報告しなければならない a. 対象期間。 b. 対象範囲（バウンダリ、対象となる排出量、及び特定の除外事項・限界を含む） c. 保証提供者が用いた方法論及び基準、前提条件・データの限界 d. 保証の種類（例：限定的保証、合理的保証または高位保証） e. 所見の要約（保証提供者からの推奨事項を含む）	A B
報告時期	C7.5	・ C7.4の情報を目標検証後の次の報告サイクルにおいて報告しなければならない ・ 目標検証の完了後6か月以内に、保証の水準がSBTiダッシュボード上で公開表示されることに同意しなければならない	A B

※ SBTiは、認定された第三者フレームワークが利用できる場合は、第三者のフレームワーク、基準、プログラムを認定するための基準及びプロセスを策定するが、認定された第三者フレームワークが利用できない場合には、「SBTi Assurance Framework」が、第三者保証提供者が保証プロセスにおいて用いる保証の範囲を定める（脚注23）

※ 「SBTi Assurance Framework」とは、検証及び評価のプロセスに関するSBTi標準の適用可能な基準が一貫して満たされることを確保しようとする、SBTiのポリシー、プロセス、及び要件で、これには目標検証、目標サイクル終了時評価、SBTi認定検証機関、及び検証済み目標を持つ企業を統括する、保証及び監督の仕組みが含まれる（KEY TERMS）

出所：CNZS V2.0を基に作成

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

第3章 目標設定

目標設定の総則



- 企業は、科学に基づくネットゼロ経路と整合する、自社のオペレーション及びバリューチェーンからの排出量に関する目標を設定しなければならない。（C9）

項目	条文番号	条文	対象 企業カテゴリ
Scopeの分離	C9.1	- カテゴリA企業は、Scope1・Scope2・Scope3の目標を個別に設定 - カテゴリB企業は、Scope1・Scope2の目標を個別に設定	A B
短期目標の対象期間	C9.2	- 検証への提出時点において最も直近の報告期間の開始時点から始まる5年間 a. 初回目標検証：CNZS V2.0の下での初回目標設定時は、自社の事業サイクルまたは報告サイクルに合わせるため、任意で5年未満の期間を対象としても良い b. 後続の目標検証：後続の目標サイクルについては、短期目標は、前回の目標年の翌年から始まる次の5年間を対象	A B
長期目標の対象期間	C9.3	遅くとも2050年	A B
目標設定のインベントリ基礎	C9.4	企業は、物理GHGインベントリに基づいて（Scope2はロケーション基準）目標の野心度を決定しなければならない	A B
目標の指標・手法・経路	C9.5	適用可能かつ適格なSBTiの指標・手法・経路を用いて目標を設定し、目標期間を通じて一貫して適用	A B
目標の野心度	C9.6	適格なネットゼロ経路と整合するパフォーマンス水準を満たすように設定	A B
目標の依存関係	C9.7	目標を実施する自社の能力に重大な影響を及ぼし得る依存関係（例：技術の成熟度、サプライチェーンの能力、資金、政策）の記述を提出	A B
FLAG目標の分離	C9.8	企業が森林・土地・農業（FLAG）目標を設定する場合、これらは非FLAG目標とは別個に設定・報告しなければならない。単一の目標の中に合算してはならない。	A B

企業カテゴリ別の目標設定要件



- カテゴリA企業は、Scope1・Scope2・Scope3の目標を個別に設定することが求められる。
- カテゴリB企業は、Scope1・Scope2の目標を個別に設定することが求められるが、Scope3の設定は任意。

	Scope1	Scope2	Scope3
短期目標 (5年目標)	カテゴリA・B企業 必須	カテゴリA・B企業 必須	カテゴリA企業 必須 (カテゴリBは任意)
長期目標 (遅くとも2050年までに 残余レベルに達する)	目標設定手法によっ て異なる ➢ 原単位ベース目標、資 産移行目標を設定する カテゴリA企業は 必須 ※1	カテゴリA・B企業 任意	カテゴリA・B企業 任意

ネットゼロ目標
(Scope1、2、3の短期及び
長期目標の両方と、ネットゼロ
目標年の残余排出量の中和
を含めたもの)

ネットゼロ目標の設定は全企業に対して**任意**※2

※1 短期のScope1原単位ベース目標または資産移行目標を設定するカテゴリA企業は、自社が所有または管理する排出源からの排出量を、遅くとも2050年までに残余水準まで削減するための、長期のScope1目標を設定しなければならない(対象範囲はScope1の100%) (C11.1,11.2,11.3,11.4)

※2 CNZS V2.0は、SBTi短期目標基準と初期バージョンの企業ネットゼロ基準を統合し、その両方に代わるものとなるため、ネットゼロ目標を任意とすることによって従前のアプローチとの一貫性を維持する。

出所: SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Foreword & Executive Summary, CNZS V2.0 を基に作成 ※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

フローチャート ～目標サイクル～

● SBT目標初設定企業

- プロセスは、地理・規模・排出量に基づき企業区分（AまたはB）を登録・特定する
- 任意でコミットメントを行うことも可能（Target Dashboardに表示）

※ コミットメント設定時は、期限より前に検証のための目標提出が求められる

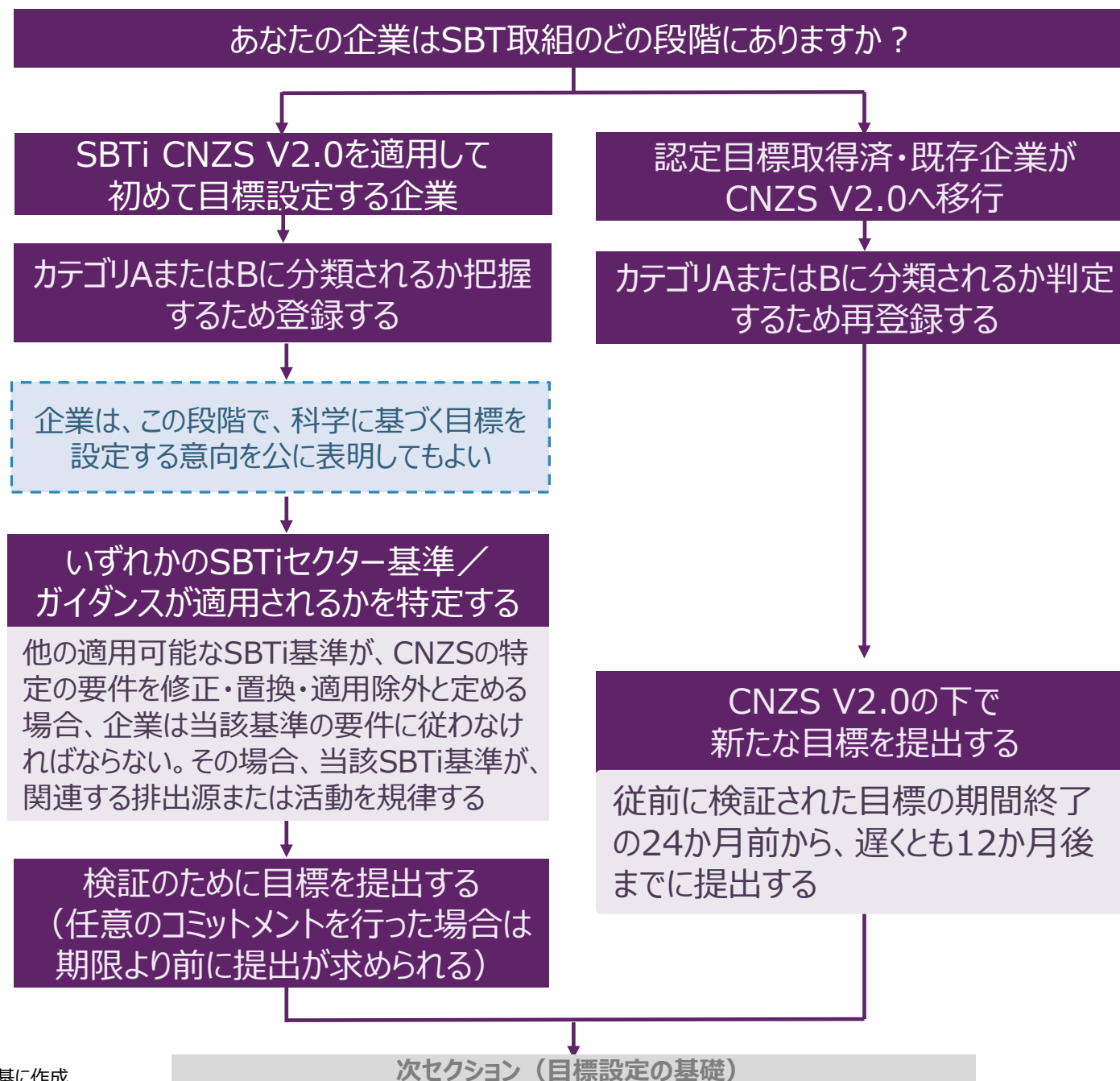
- 関連するSBTiセクター基準／ガイダンスを特定し、要件に従い、基準を適用する

● CNZS V2.0へ移行する認定目標取得済・既存企業

- CNZS V2.0下での区分判定の再登録から始まる
- 目標検証後、企業は実施し5年サイクルで毎年進捗を報告
- 目標サイクル終了時評価を経て新目標を提出する

凡例：

- 全企業に適用
- 企業にとって任意



フローチャート ～目標設定の基礎～



● 企業区分（カテゴリA／B）

- 規模と地理に基づき分類（カテゴリA企業には、Scope3目標の必須化や排出データの第三者保証など、より厳格な要件が課される）

● 基準年・目標年の選定

- 各サイクル開始時に、包括的データが利用可能な直近年を基準年に選定
- 短期目標は5年間、長期目標・ネットゼロ目標の目標年は遅くとも2050年とする

● GHGインベントリ境界

- GHGプロトコル基準に沿って定義。カテゴリA企業は独立した第三者により保証される

凡例：

■ 全企業に適用

■ カテゴリA必須／B任意

□ 企業にとって任意

前セクション（目標サイクル）

直近年を短期目標の基準年として選定する

GHGプロトコルに基づき、自社の組織境界を定義する連結アプローチ（持ち分株式アプローチ／財務コントロール／操業コントロール、または規制遵守のために求められるもの）を選択する

自社の基準年GHGインベントリ、及び関連する基準年指標を算定・報告する

カテゴリA企業は、報告されたGHGインベントリ及び必要な関連指標、低炭素電力算定、重要な高排出活動（EIA）からのScope3排出、目標設定に用いる指標について、第三者保証を取得することが求められる

次セクション（設定する目標の選択）

フローチャート ～目標選択～



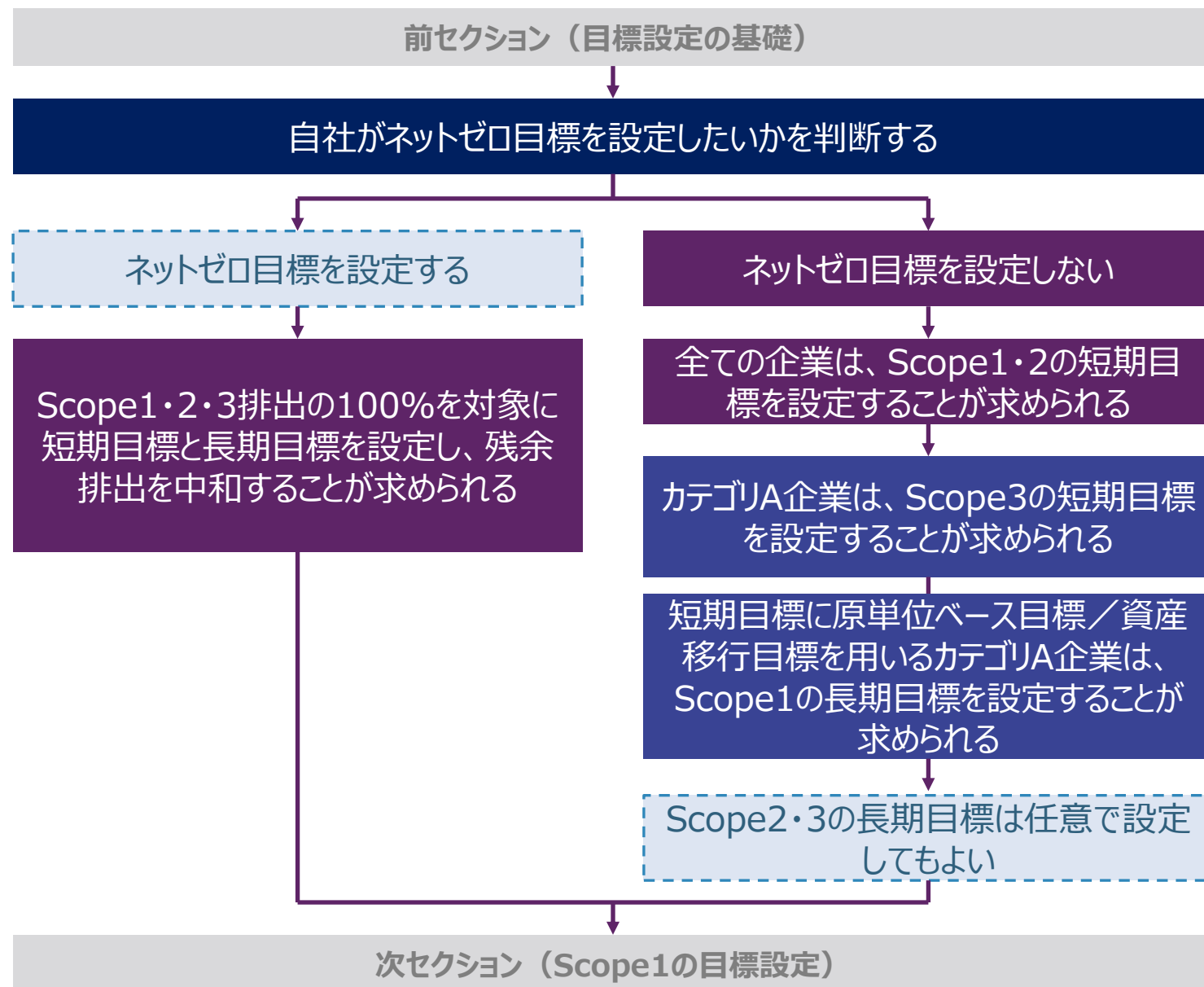
● ネットゼロ目標は任意

- ネットゼロ目標には、全てのScopeの排出量を遅くとも2050年までに残余水準まで削減する目標と、残ったものを中和することが含まれる
- その場合、Scope1・2・3について短期目標及び長期目標が求められる

● 設定しない場合

- ネットゼロ目標を設定しない場合、全ての企業がScope1及びScope2の短期目標を設定することが求められる
- カテゴリA企業はさらにScope3の短期目標を設定することが求められる
- 長期目標は両カテゴリ企業（カテゴリA・B）とも任意である
- ただし、カテゴリA企業が短期目標にScope1の原単位ベース目標または資産移行目標を用いる場合はScope1の長期目標も求められる

- 凡例：
- 全企業に適用
 - カテゴリA必須／B任意
 - 企業にとって任意



フローチャート ～Scope1目標設定～



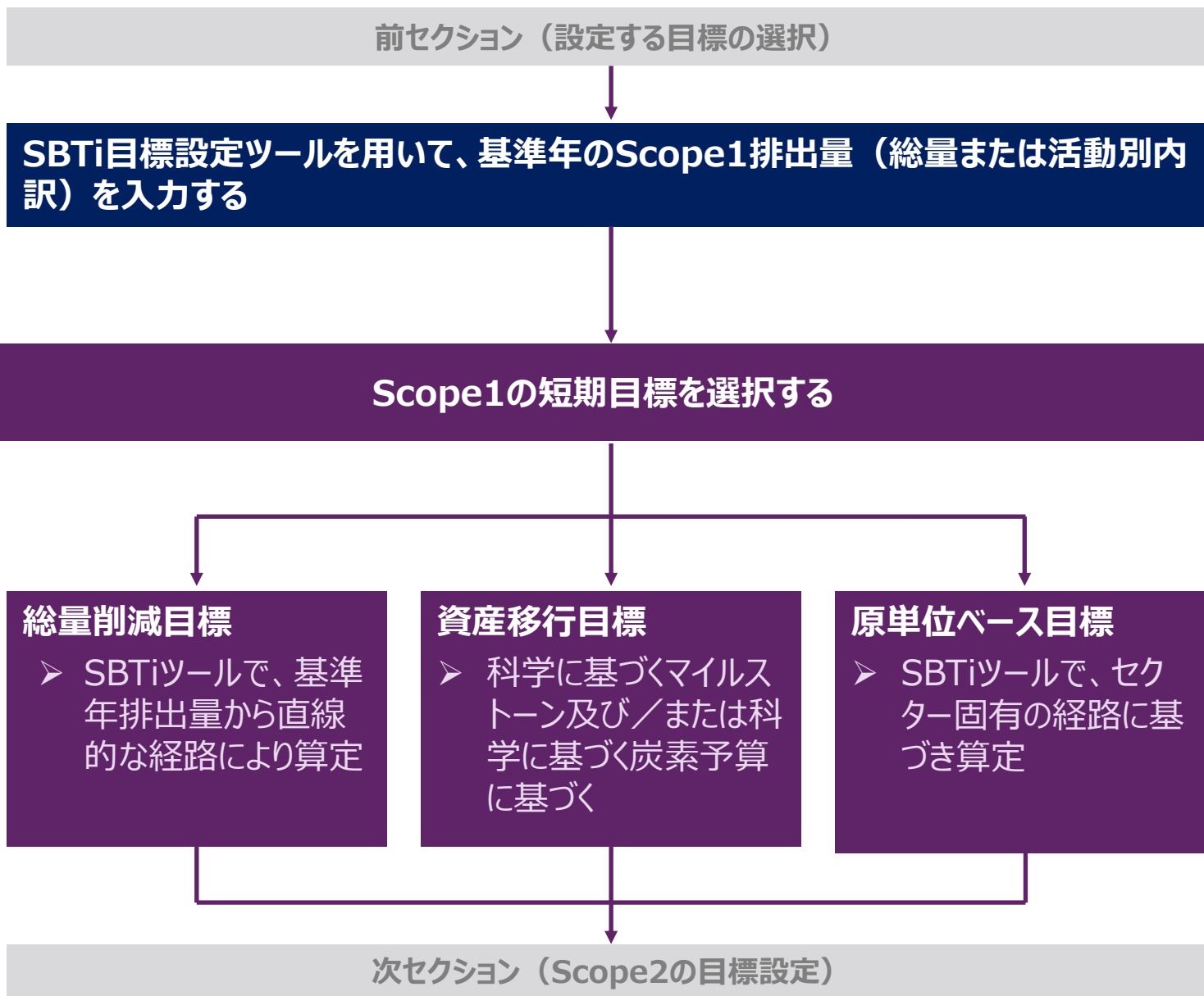
● Scope1目標は3つの選択肢

- 総量削減目標：ネットゼロへの直線的な経路に沿った絶対排出量の削減
- 原単位ベース目標：セクター固有の経路に従う原単位ベースの削減
- 資産移行目標（資本ストックが直線的な経路をたどらない企業向けの、あらかじめ計画された資産の段階的廃止のマイルストーン及び／もしくは科学に基づく炭素予算に基づく資産移行アプローチ）

※ 3つのアプローチはいずれも、遅くとも2050年のネットゼロ年に向けたものである

凡例：

- 全企業に適用
- カテゴリA必須／B任意
- 企業にとって任意



Scope1の目標設定オプション・手法・経路



- 自社が所有または管理する排出源からの排出量について、短期のScope1目標を設定しなければならない。対象範囲は、Scope1の100%で、次の目標設定オプションを用いて目標を設定する。これらはいずれも、遅くとも2050年までのネットゼロ排出達成と整合するものである。(C10,10.1,10.2)

Scope1排出量に対処するための目標設定手法及び経路

目標設定オプション	目標の構成要素 (または活動)	手法	経路 ※CNZS V2.0リリース時点で利用可能
総量削減目標 遅くとも2050年までに残余水準へ向かう直線的な軌道で、Scope1の絶対排出量を削減する目標 (C10.2)	一般的なオペレーション・製造・サービス活動	直線的な削減	なし：本手法は、ネットゼロ達成年までに100%削減することを前提とする
原単位ベース目標 該当するセクター活動からのScope1排出原単位を、遅くとも2050年までに残余水準に到達するよう削減する目標 (C10.2)	高排出活動※1	部門別脱炭素化アプローチ (SDA : Sectoral Decarbonization Approach)	排出原単位経路 - 鉄鋼生産経路* / セメント生産経路* / 基礎化学品生産経路* / 建物運用経路* / 海運運用経路* / 航空運用経路*
資産移行目標 遅くとも2050年までのネットゼロ排出達成と整合する資産脱炭素化計画によって定められた軌道に沿って、Scope1排出量を削減する目標 (C10.2) 資本ストックの入替（設備更新）が直線的な削減経路またはセクター別削減経路に沿って進まない企業向け（エクゼクティブサマリー）	全ての活動※1 (高排出活動を含む)	資産脱炭素化計画 (ADP : Asset Decarbonization Plan) - 科学に基づくマイルストーン・アプローチ 遅くとも2050年までのネットゼロ排出達成と整合する資産脱炭素化計画によって定められた軌道に沿って、Scope1排出量を削減する目標 (C10.2)	資産移行経路 - 発電資産移行経路
		資産脱炭素化計画 - 炭素予算アプローチ 1つ以上の参照となる科学に基づく経路から導出した炭素予算を用いる (C10.2)	排出総量経路 - 鉄鋼生産経路* / セメント生産経路* / 基礎化学品生産経路* / 建物運用経路* / 海運運用経路* / 航空運用経路*

※1 短期のScope1原単位ベース目標または資産移行目標を設定するカテゴリA企業は、自社が所有または管理する排出源からの排出量を、遅くとも2050年までに残余水準まで削減するための、長期のScope1目標を設定しなければならない（対象範囲はScope1の100%）(C11.1,11.2,11.3,11.4)

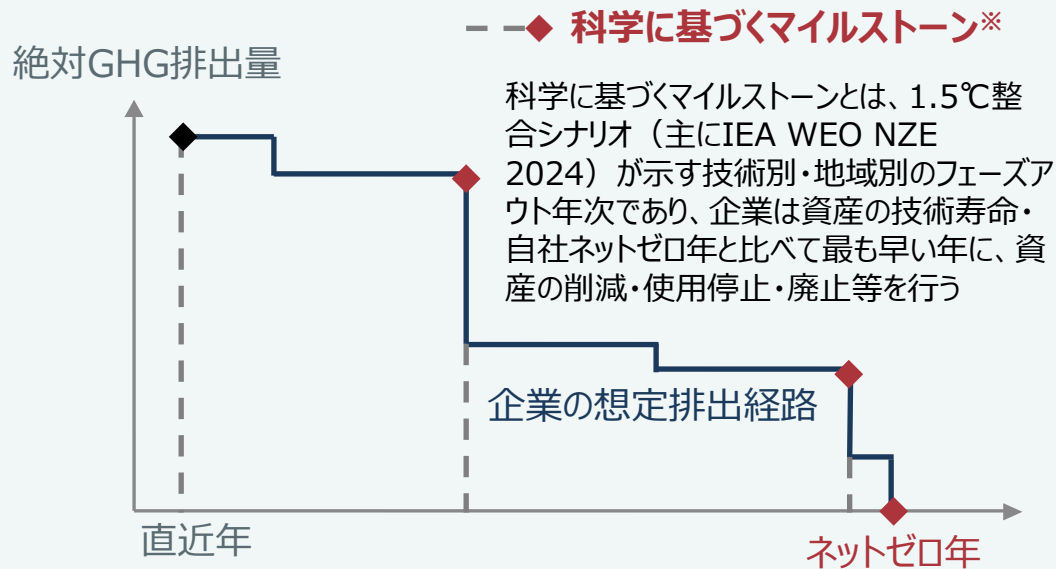
*は、既存のSBTi基準及びガイダンスの中で既に使用されている経路を示す

出所：CNZS V2.0、SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0: Methods, Metrics and Pathways - Version for public commenting、SBTi Corporate Net-Zero Standard SBTi 企業ネットゼロ基準 バージョン2.0エクゼクティブ・サマリーを基に作成 ※パブリックコメント段階での内容につき、今後変更の可能性あり ※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

(参考) Scope1 資産移行目標のアプローチのイメージ

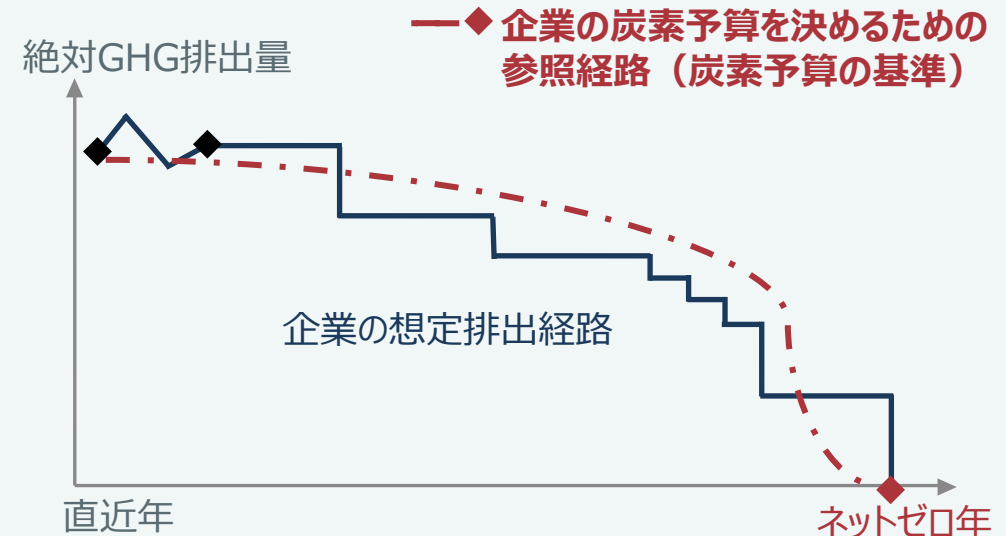
■ 資産移行目標の2つのアプローチは以下の通りである。

① 科学に基づくマイルストーン・アプローチ



- 科学的根拠に基づく参照経路に基づき、**既存のGHG排出資産を削減し、新規のGHG排出資産への投資を段階的に廃止するためのタイムラインを定めるもの**
- 各資産・資産グループの移行タイムラインは、次のうち最も早い年に決定
 - 当該資産の残存する技術的耐用年数
 - 参照経路から導き出される科学的根拠に基づく移行マイルストーン
 - 企業のネットゼロ達成年
- 本アプローチは、資産レベルのデータが必要であり、データが無い場合は炭素予算アプローチを用いて設定しなければならない**

② 炭素予算アプローチ



- 各資産カテゴリーについて、基準年からネットゼロ年までの許容累積排出量を表す炭素予算を決定する
 - 炭素予算とは、参照経路と目標設定手法から導き出される、ネットゼロ年までに残された許容累積排出量
 - ✓ 参照経路とは、セクターまたは活動が目標年・ネットゼロ年に達成すべき水準を決定するために用いられる科学に基づく経路
- 当該資産カテゴリー内の全資産の継続稼働から生じる累積排出量が、当該カテゴリーに配分された炭素予算の範囲内に収まるように、各資産カテゴリーの移行タイムラインを確立する

フローチャート ～Scope2目標設定～



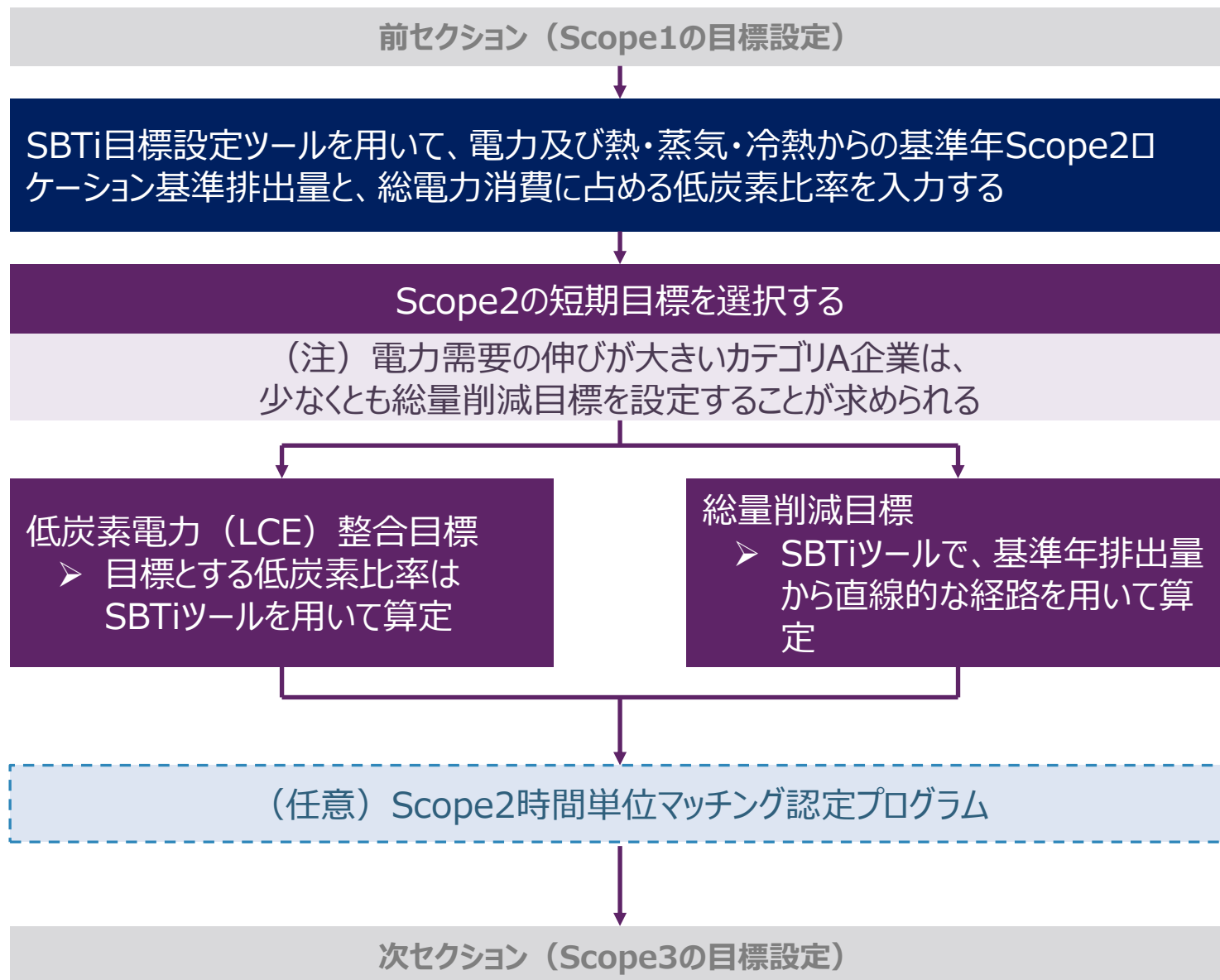
● Scope2目標は2つの選択肢

- 低炭素電力（LCE）整合目標：低炭素で調達／マッチングされた電力消費の割合を高める
- 総量削減目標：ネットゼロへの直線的な経路に沿った絶対排出量の削減

● 総量削減目標が必須の場合

- 熱・蒸気・冷熱からの排出がある場合
- 年平均電力消費の伸びが20%超と見込まれる場合（任意で追加の低炭素電力(LCE)目標も可）

※ 自社の電力使用が、時間単位で低炭素電力(LCE)とマッチングされ、一定閾値を満たすことを示すことができる企業は、Target Dashboard上でSBTiから認定を受けることができる



Scope2の目標設定オプション・手法・経路



- 自社が購入・消費する電力・熱・蒸気・冷熱からの排出量について、短期のScope2目標を設定しなければならない。対象範囲は、Scope2の100%で、次の目標設定オプションを用いて目標を設定する。
(C12,12.1,12.2)

Scope2排出量に対処するための目標設定手法及び経路

目標設定オプション	目標の構成要素 (または活動)	手法	経路 ※CNZS V2.0リリース時点で利用可能
総量削減目標 ➤ Scope2の絶対排出量を、適格なネットゼロ経路と整合する、定められた残余水準まで、直線的な軌道で削減する目標 (C12.2)	電力の調達	直線的な削減	排出総量経路 - Scope2 電力排出経路
	熱・蒸気・冷熱の調達	直線的な削減	なし：本手法は、ネットゼロ年（遅くとも2050年）までに100%削減することを前提
	電力かつ熱・蒸気・冷熱の調達	直線的な削減	排出総量経路 - Scope2 電力排出経路
低炭素電力(LCE)^{※1}整合目標 ➤ 使用・契約・またはマッチングされた低炭素電力 (LCE) の割合を、適格なネットゼロ経路と整合する直線的な軌道で増加させる目標 (C12.2)		直線的な整合	整合経路 - Scope2 低炭素電力経路

※1 直接GHG排出量が0.048 kg CO₂/kWh以下であることを特徴とするもの。この閾値は、2035年に0.024 kg CO₂/kWhへと変更される。(KEY TERM)

※ カテゴリA企業は、合理的かつ透明性のある前提に基づき、目標期間にわたる電力消費の見通しを推計・提出しなければならない。(C12.3)

※ カテゴリA企業のうち、目標サイクルにわたる年平均電力消費の伸びが20%を超えると見込まれる企業は、Scope2排出量目標を設定しなければならず、加えて任意で、追加の低炭素電力 (LCE) 整合目標を設定してもよい。(C12.4)

出所：CNZS V2.0、SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0: Methods, Metrics and Pathways - Version for public commentingを基に作成

※ パブリックコメント段階での内容につき、今後変更の可能性あり

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

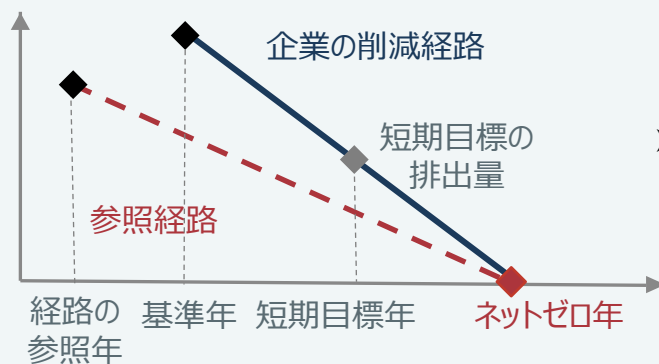
(参考) Scope2の2つの目標オプションのイメージ



- CNZS V2.0では、新たに低炭素電力（LCE）整合目標が導入された。

① 総量削減目標

排出量(tCO₂e)



- Scope2の排出総量を、適格なネットゼロ経路と整合する残余排出水準に向けて直線的に削減する
- 参照経路とは、セクターまたは活動が目標年・ネットゼロ年に達成すべき水準を決定するために用いられる、科学に基づく経路

LCE（低炭素電力）の定義

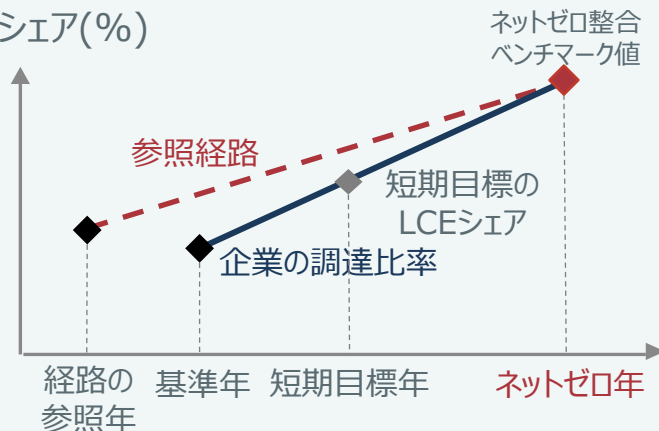
- 直接CO₂排出原単位が0.048 kgCO₂/kWh 以下の電力
- 2035年以降は0.024 kgCO₂/kWh以下に厳格化

カテゴリA企業への要求

- ① 目標期間中に想定される電力消費量の増加を推計する
- ② 年間増加率が20%を超える場合、排出総量削減目標を設定する

② 低炭素電力（LCE）整合目標【NEW】

LCEシェア(%)



- 適格なネットゼロ経路に沿って、利用・契約・マッチングされたLCEの割合を直線的に高める

先進国（日本を含む）のLCEシェア経路

75%（2025年） → 80%（2030年） → 99%（2035年） → 100%（2040年）

日本は、Advanced Economiesに分類（残余排出水準の到達年 = 2040年）

フローチャート ～Scope3目標設定～



●重要カテゴリ

- Scope3総量の5%以上を個別に占めるカテゴリ。目標境界に含める

●3つの上位手法

1. 総量削減目標
2. サプライヤー及び／または顧客整合目標
3. カテゴリまたは活動固有の目標

●カテゴリ別・活動別目標

- 上流／下流、セクター固有経路の有無で手法が異なる
- カテゴリ11は下流手法が適用不能と証明できる場合、代替手法可

●目標の集約

- 同一手法ならカテゴリ横断で集約可
- 全手法とも遅くとも2050年までにバリューチェーンをネットゼロへ

凡例：

- 全企業に適用
- カテゴリA必須／B任意
- 企業にとって任意

前セッション（Scope2の目標設定）

SBTi目標設定ツールに基準年のScope3排出を入力し、
カテゴリ1～14の総量に対して個別5%超の重要カテゴリを特定

（任意）適格なScope3活動（例：中古品、従業員の通勤）を目標境界から除外する

Scope3の短期目標を選択

重要なカテゴリにおける排出量をカバーするため、利用可能な目標設定オプションから1つまたは複数を選択し、
SBTiツールを用いて最低限の目標野心度を算定する

総量削減目標

サプライヤー／顧客整合目標

カテゴリまたは
活動固有の目標

上流カテゴリ

（P33参照）

セクター経路の対象

絶対量/原単位
の排出削減

サプライヤー整合
(Tier1)

調達コモディティまたは
輸送の
ボリューム整合

セクター経路の対象外

総量削減

サプライヤー整合
(Tier1)

下流カテゴリ

（P34参照）

絶対量/原単位の排出削減

顧客整合(Tier1)

製品使用整合（販売製品のうち低炭素／
ゼロ炭素整合の割合を増やす）

製品の廃棄段階の整合目標（循環型の廃
棄段階を備えて設計された製品割合を増やす）

（任意）ヘッドライン・アンビション：コミュニケーション目的で単一目標に集約可

目標設定後は

次セッション（継続的排出責任 OER）は、本資料第6章（P49～52）で説明

Scope3の短期目標のバウンダリ



- カテゴリ1～14における自社のScope3排出量の5%以上を個別に占める全てのScope3カテゴリの短期目標を設定しなければならない。(C14.1)
- 一方で、企業が実務上、成果に影響を及ぼす能力を欠く排出については、限定的かつ正当な理由のある除外を認める。(C14.2,14.3)

項目	条文番号	条文	対象 企業カテゴリ ※白塗りは 対応任意
重要なカテゴリ	C14.1	短期目標は、カテゴリ1～14における自社のScope3排出量の5%以上を個別に占める全てのScope3カテゴリを対象とする	A B
任意の除外	C14.2	- 重要なカテゴリに該当するか否かにかかわらず、以下の排出量を短期目標から除外してもよい。 a. カテゴリ1・2（購入した製品・サービス／資本財）： 中古品のゆりかごからゲートまでの排出 b. カテゴリ3（燃料・エネルギー関連活動）： Scope1・2目標のもとでのエネルギー消費削減を通じて緩和される場合、除外可能。適用されるSBTiセクター基準で求められる場合はカテゴリ3も算定に含める c. カテゴリ7（従業員の通勤）： カテゴリ全体 d. カテゴリ8（上流のリース資産）： リース資産に対して運用支配を有さず、かつ、エネルギー調達の決定・内装仕様・運用慣行などを通じて、そのエネルギー使用または排出パフォーマンスに影響を及ぼす契約上・実務上の手段を持たない場合の、当該リース資産からの排出 e. カテゴリ9（下流の輸送・配送）： 燃料の種類・輸送経路・輸送手段に影響を及ぼす契約上その他の直接的手段を企業が持たない場合の、当該輸送活動からの排出 f. カテゴリ10（販売製品の加工）： 下流の加工工程が不明である、または企業が加工業者と契約関係を持たない場合の排出 g. カテゴリ14（フランチャイズ）： 次のいずれかの場合の排出。 i. フランチャイジーがライセンスのもとで独立した事業として運営され、フランチャイザーが施設管理に影響を及ぼせない場合 - または ii. フランチャイジーがスペースを賃借しており、エネルギー使用を管理していない場合	A B
除外の報告及び正当化	C14.3	- 除外する各活動について、企業は以下を報告しなければならない。 a. CNZS-C14.2の該当する除外条件、及び、それが自社の具体的な状況になぜ適用されるのかの説明 b. 除外した排出量。絶対量、及びScope3排出量（カテゴリ1～14）に占める割合 c. 除外した排出を緩和するために企業が取るようとする行動の記述	A B

Scope3の目標設定オプション・手法・経路①



- 適格なオプションのうちの1つを用いて、バリューチェーン排出量に関する短期のScope3目標を設定しなければならない。(C15)

Scope3排出量に対処するための目標設定手法及び経路

	目標設定オプション	目標の構成要素 (または活動)	手法	経路 ※CNZS V2.0リリース時点で 利用可能
全活動を1つの包括目標で対処する場合	総量削減目標 ➢ Scope3の絶対排出量を、適格なネットゼロ経路と整合する、定められた残余水準まで、直線的な軌道で削減する目標（C15.1）	全活動	直線的な削減	排出総量経路 - セクター横断経路
	サプライヤー及び／または顧客整合目標 ➢ 移行過程にある、またはネットゼロ整合状態にあるTier1サプライヤー及び／または顧客の割合（排出量・支出額・収益に基づく）を増加させる目標（C15.2）		指標整合	整合経路 - サプライヤー及び／または顧客整合経路
その他	カテゴリまたは活動固有の目標（詳細は本資料P33,34）			

※1 カテゴリ9（下流の輸送・配送）は、手法がカテゴリ4（上流の輸送・配送）と同一であるため、「上流排出」の下に分類されている

出所：CNZS V2.0、SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0: Methods, Metrics and Pathways - Version for public commentingを基に作成

※ パブリックコメント段階での内容につき、今後変更の可能性あり

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

Scope3の目標設定オプション・手法・経路②



- 全活動を1つの包括目標ではなく、カテゴリまたは活動固有の目標を設定する場合は、3つのグループに分けられた目標設定オプションを活用できる。

カテゴリまたは活動固有の目標（上流カテゴリ）の詳細

目標の構成要素 (または活動)	目標設定オプション	手法	経路 ※CNZS V2.0リリース時点で利用可能
グループA 高排出的な製品・サービスの購入（カテゴリ1,2,4,6,9※1）	a. 排出削減目標（原単位・絶対量） ➢ セクター経路で指定された軌道に沿って、Scope3の排出量（絶対量）または排出原単位を、定められた残余水準まで削減する目標（C15.3）	部門別脱炭素化アプローチ（SDA：Sectoral Decarbonization Approach）	排出原単位経路 - 鉄鋼調達経路＊ - セメント調達経路＊ - 化学品調達経路＊
	b. ボリューム整合目標 ➢ 購入するコモディティまたは輸送のうち、低炭素またはネットゼロ整合であるものの割合を増加させる目標（C15.3）	指標整合	整合経路 - 汎用購買経路
	c. サプライヤー整合目標 ➢ 移行過程にある、またはネットゼロ整合状態にあるTier 1サプライヤー（排出量または支出に基づく）の割合を増加させる目標（C15.3）	指標整合	整合経路 - サプライヤー及び／または顧客整合経路
グループB 高排出的でない全ての製品・サービスの購入	d. 総量削減目標 ➢ 適格なネットゼロ経路と整合する、定められた残余水準まで、直線的な軌道でScope3の絶対排出量を削減する目標（C15.3）	直線的な削減	排出総量経路 - セクター横断経路
	e. サプライヤー整合目標 ➢ 移行過程にある、またはネットゼロ整合状態にあるTier 1サプライヤー（排出量または支出に基づく）の割合を増加させる目標（C15.3）	指標整合	整合経路 - 汎用購買経路

＊は、既存のSBTi基準及びガイダンスの中で既に使用されている経路を示す

※1 カテゴリ9（下流の輸送・配送）は、手法がカテゴリ4（上流の輸送・配送）と同一であるため、「上流排出」の下に分類されている

出所：CNZS V2.0、SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0: Methods, Metrics and Pathways - Version for public commentingを基に作成

※ パブリックコメント段階での内容につき、今後変更の可能性あり

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

Scope3の目標設定オプション・手法・経路③



カテゴリまたは活動固有の目標（下流カテゴリ）の詳細

目標の構成要素 (または活動)	目標設定オプション	手法	経路 ※CNZS V2.0リリース時点で利用可能
グループC 全ての製品・サービスの販売	f. 排出削減目標（原単位・絶対量） ➤ セクター経路で指定された軌道に沿って、Scope3の排出量（絶対量）または排出原単位を、定められた残余水準まで削減する目標（C15.3）	部門別脱炭素化アプローチ（SDA : Sectoral Decarbonization Approach） 直線的な削減 ※本手法は総量削減目標（絶対量）のみ	排出総量経路 - セクター横断経路
	g. 製品使用整合目標 ➤ 販売製品のうち、低炭素又はネットゼロ整合型製品が占める割合（販売量又は売上高ベース）を拡大する目標（C15.3）	指標整合	
	h. 製品の廃棄段階の整合目標 ➤ 製品使用終了時に製品を構成する資源・材料が再使用、リサイクル、又はその他の方法で回収されることを意図して設計された製品が占める割合（販売量又は売上高ベース）を拡大する目標（C15.3）	指標整合	整合経路 - 汎用製品経路
	i. 顧客整合目標 ➤ 移行過程にある、またはネットゼロ整合状態にあるTier1顧客（排出量または売上高に基づく）の割合を増加させる目標（C15.3）	指標整合	整合経路 - サプライヤー及び／または顧客整合経路

* は、既存のSBTi基準及びガイダンスの中で既に使用されている経路を示す

出所：CNZS V2.0、SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0: Methods, Metrics and Pathways - Version for public commentingを基に作成

※ パブリックコメント段階での内容につき、今後変更の可能性あり

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

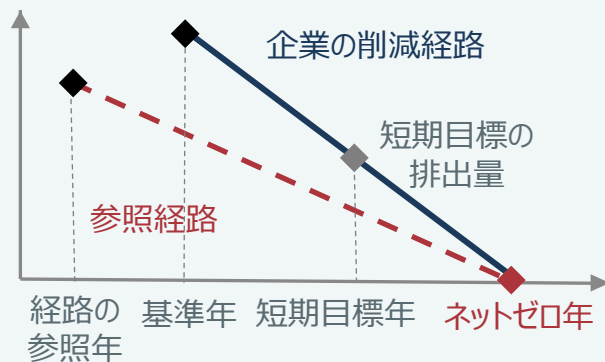
(参考) Scope3の2つの目標オプションのイメージ



- CNZS V2.0では、新たに3つの整合目標オプションが導入された。

① 総量削減目標

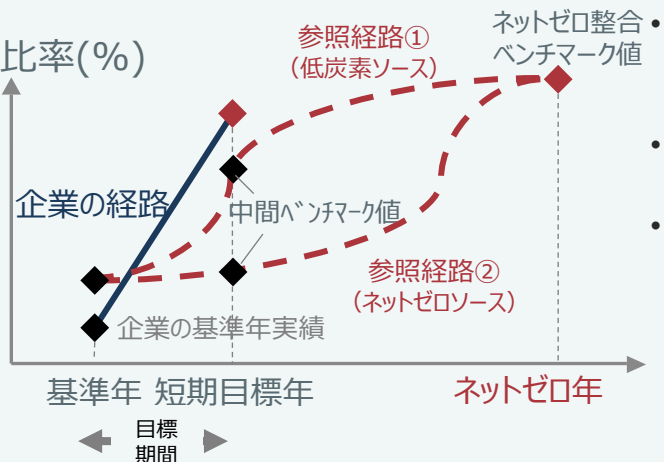
排出量(tCO₂e,tCO₂e/t)



- ・ セクター横断またはセクター別の経路に沿って、Scope3排出を総量または原単位ベースで、定めた残余排出水準まで削減する目標

② 整合目標(Alignment)

整合比率(%)



- ・ 上流・下流の活動/取引先について、(各経路の基準に応じた) 整合の割合を高める目標
- ・ 割合は、支出・売上高・取扱量・排出量に占める割合で計測
- ・ 目標設定オプションごとに使用する経路が異なる
 - 左のグラフは、ボリューム整合の例

整合目標の4タイプ

※更新：CNZS V1.3.1の内容を更新
※新設：CNZS V2.0で新設

更新

サプライヤー/顧客整合

一次サプライヤー・顧客のうち、移行中またはネットゼロに整合した主体の割合を増加させる

新設

ボリューム整合

購入コモディティ（例：鉄鋼・セメント）や輸送のうち、低炭素・ネットゼロ整合分の割合を増加させる

新設

使用製品量比率の整合

販売製品のうち、使用段階で低炭素・ネットゼロに整合した製品の割合を増加させる

新設

製品の廃棄段階の整合

循環型の廃棄・処理ソリューションを前提に設計された製品の割合を増加させる

■ 検証プロセスの完了後に、目標情報を報告しなければならない。（C18）

項目	条文番号	条文	対象 企業カテゴリ
報告	C18.1	- 企業は、以下の目標情報を報告しなければならない a. 目標の種類（短期・長期・またはネットゼロ） b. 適用される手法・指標・経路、及び当該手法または経路が対象とする活動 c. 目標が対象とする排出スコープ、及びScope3のカテゴリ d. 目標のカバレッジ（目標が対象とするScope1・2・3総排出量に占める割合） e. Scope3目標バウンダリから除外したカテゴリまたは活動、及びその正当化理由 f. 基準年 g. 基準年の値 h. 目標年 i. 目標値 j. 該当する全てのスコープにわたる、目標年における予測排出量 k. 目標設定に用いた情報（データが商業上機微でないことを前提とする）用いたSBTi基準及び目標設定ツールのバージョンを参照する形で示す	A B
最新年についての対外的説明	C18.2	C18.1の情報に加えて、企業は、より早期の参照年（例：インベントリ基準年）を基準として自社の目標を対外的に説明（コミュニケーション）してもよい	A B
時期	C18.3	企業は、目標検証後の次の報告サイクルにおいて目標情報を報告しなければならず、かつ、目標検証の完了から6か月以内に、関連する情報がSBTiダッシュボード上で公開表示されることに同意しなければならない	A B

第4章 目標実施

目標実施ヒエラルキー ～削減策の優先順位～



- Scope1・2・3の目標にわたって適用され、企業のオペレーション及びバリューチェーンからの排出量を長期的に有意に削減するための、目標実施アクションの優先順位付けを導く階層（ヒエラルキー）を導入する。（第4章 Background）

● 定義された優先順位に従う

- 脱炭素化の行動は、定義された目標実施ヒエラルキーに従う。
- 各目標サイクル終了時に評価される

● 上位から順に優先

1. まず活動レベルの直接行動を優先
2. 共有システム内の排出は活動プール内で行動可能
3. 構造的障壁がある場合に限り、セクターレベルへ

● 構造的障壁の例

- 技術が未だ大規模に利用可能でない、インフラ・市場の制約など

● 報告義務

- 構造的制約を文書化・報告し、セクターレベルの行動が直接行動を代替せず補完することを説明する

凡例：  全企業に適用

1. 活動レベル（直接的アクション）

インベントリに反映された排出源（コモディティ、製品、サービス）を直接対象とする行動を優先
➤ 例：エネルギー消費の削減、燃料スイッチング、低炭素投入資材の調達などを通じた行動

↓ 排出が活動プール内で生じる場合…

2. 活動プールレベル（共用システム内におけるアクション）

排出源となる活動（電力調達・コモディティ調達・輸送など）が属するプール（送電網、供給エリア(サプライ・シェッド)、物流ネットワーク）内で行動をとることができる

- 例：当該プールからのコモディティ証書の調達や、生産プロセスを向上させるための供給地域レベルの施策の実施など（このような行動は同じ活動タイプに関連しており、適用される十全性基準を満たす）

↓ 構造的制約により、活動レベルまたは活動プールレベルで行動を実施できない場合…

3. セクターレベル

セクターレベルで行動を取り、その制約（初期段階、地域・サイト固有、規制上、供給上の制約）を文書化することができる

- 例：同一システムからのコモディティ証書の購入など（このような手段は、基礎となる活動と同じ活動タイプに関連しており、適用される十全性基準を満たす）

実現に向けた行動：目標期間内に、活動レベル・活動プールレベル・セクターレベルの全てにおいて構造的制約により十分な行動がとれない場合、将来の排出削減を可能にするための行動が推奨される。将来の排出削減を可能にする行動は、目標進捗に算入してはならないが、目標サイクル終了時評価において考慮されることがある

(参考) 活動プールレベル・セクターレベルに移る要件 1/2



- より間接的な行動を追求する前に、事業及びバリューチェーンからの排出を削減するための活動レベルの行動を優先しなければならない。(C21)

項目	条文番号	条文	対象 企業カテゴリ
活動レベルの行動	C21.1	活動プールレベルまたはセクターレベルの行動に依拠する前に、活動レベルの行動が評価され、実行可能な場合には※1実施されたことを、文書化し実証しなければならない	A B
活動プールレベルの行動	C21.2 C22	排出が活動プール（例：送電網、供給エリア(サプライ・シェッド)、物流ネットワーク）内で生じる場合、企業は、C22に従って定義される、当該の排出発生活動が生じる同一の活動プール内で行動をとることができる	A B
活動プールレベルの境界の定義	C22 C22.1	活動プールレベルで行動をとる場合、関連する活動からの排出を集散的に脱炭素化できる、合理的に最小の地理的または運用上のレベルにおいて、活動プールの境界を定義し、それがなぜ合理的に最小のシステムを表すのかを説明しなければならない	A B
セクターレベルの行動に至った構造的制約とその報告	C23.1 C23.2	- セクターレベルの行動（例：電力の他のシステム（供給可能領域外）からの購入）をとる場合、目標期間内に活動レベルまたは活動プールレベルで行動をとれないことを、目標サイクル終了時評価に続く報告サイクルにおいて、次のことを報告しなければならない - 特定された構造的制約、その裏付けとなる証拠、及び十分な行動をとれなかった特定の活動または活動プールを報告しなければならない - 構造的制約は以下に限定される a. 技術的成熟度：関連する活動について、まだ商業的に大規模には利用可能でない初期段階の緩和ソリューション または b. その他の制約：目標期間中に関連する活動プール内での行動を妨げる、地域固有または立地固有のインフラ、規制、市場構造、供給に関する制約	A B

※1 実行可能とは、利用可能な技術、市場状況、及び信頼できる先進的慣行を考慮し、セクターの標準に照らして合理的な条件で技術的・商業的に達成可能なものを指す。

出所：CNZS V2.0 を基に作成

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

(参考) 活動プールレベル・セクターレベルに移る要件 2/2



- 目標実施を支援するために活動プールレベルまたはセクターレベルで行動をとる企業は、これらの行動を報告しなければならない。(C24)

項目	条文番号	条文	対象 企業カテゴリ
行動の記述	C24.1	関連する活動・システム・セクターを含め、とった活動プールレベルまたはセクターレベルの行動の記述を報告しなければならない	A B
補完性	C24.2	これらの行動が、自社の事業及びバリューチェーン内の活動レベルの行動をどのように補完し、代替しないかについての説明を報告しなければならない	A B
システムへの貢献	C24.3	これらの行動が、関連する活動プールまたはセクター内の排出削減にどのように貢献すると見込まれるかについての記述を報告しなければならない	A B

アクション及びマーケット手法の十全性評価基準



- 目標実施のためのアクション（プロジェクト、マーケット手法、エネルギー属性証書、コモディティ証書※）が、関連する十全性評価基準を満たすことを確保しなければならない。C25の下位要件は※の全てにおいて適用される。（C25,脚注41）

項目	条文番号	条文	対象 企業カテゴリ
活動マッチング	C25.1	アクションが、インベントリ上の自社の基礎となる活動と同一の活動タイプ（製品、材料、燃料、エネルギー源）の活動であることを実証しなければならない	A B
システムとの関連性	C25.2	セクターレベルのアクション及び実現に向けたアクションが、同一または関連するシステム内（自社が調達元／供給する地理的・系統的に関連）で行われることを実証しなければならない	A B
定量化	C25.3	認められた方法論に従い、アクションに関連する規模と成果を、透明性をもって保守的に定量化しなければならない	A B
検証可能性	C25.4	アクションの成果を裏付ける監査可能な文書を、実行可能な場合には独立した第三者保証を可能にするのに十分な形で維持しなければならない	A B
時間的整合性	C25.5	- アクションが自社の基礎となる活動から12か月以内に生じる活動であることを実証しなければならない - ただし、関連する財の一般的な生産サイクル、貯蔵期間、もしくは製品寿命によって、またはアクションが行われる市場における確立されたヴィンテージ制限によって、より長い期間が正当化される場合はこの限りでない	A B
一意の帰属	C25.6	- アクションに関連する成果が自社に明確に帰属することを実証しなければならない - バリューチェーン内の複数の主体が同一のアクションを参照する場合、企業は、これを透明性をもって文書化し、関連する成果の過大帰属を回避しなければならない	A B
二重計上の防止	C25.7	プロジェクト成果及びマーケット手法について、成果と属性の一意的識別（例：シリアル化）と追跡システムを使用・導入し、アクションが二重計上を防がなければならない	A B

※ プロジェクト、マーケット手法、エネルギー証書及びコモディティ証書それぞれの特有の要件についてはC26～C28を参照

出所：CNZS V2.0 を基に作成

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

目標実施ヒエラルキーの電力消費への適用



- 事業活動及びバリューチェーンの双方における電力消費の実質的な脱炭素化を促進するため、企業は電力消費の供給源に対する取組に重点を置くとともに、それらが依拠する電力システムの移行を支援しなければならない。(Intent)

1. 活動レベル（直接的アクション）

- 電力消費の脱炭素化において、活動レベルの行動を優先しなければならない（C29）
 - 例：電力使用の削減、活動プールに組み込まれていない発電源（ビハインド・ザ・メーター発電）からの低炭素電力（LCE）の物理的消費の増加（C29.1）
 - ✓ **ビハインド・ザ・メーター発電**：オンサイト発電から消費される電力、または送電網を介さず直接線を通じて供給されるオフサイト発電から供給される電力は、活動レベルのアクションで脱炭素化しなければならない（C29.2）

2. 活動プールレベル（共用システム内におけるアクション）

- 事業（Scope2）及びバリューチェーン（Scope3）の電力消費について、**供給可能地域※¹**に基づいて**活動プールの境界を定義**しなければならない（C30）※詳細は本資料P43

3. セクターレベル

- 電力についてセクターレベルの行動をとる企業は、目標期間中に、関連する活動プール（供給可能地域）内または相互接続地域内で十分なLCE発電を契約できないことを実証しなければならない（※）
 - ※ **構造的制約には、社内の選好、調達上の選択、またはコストに関する考慮のみは含まれない（脚注56）**
- 実証された場合、セクターレベルのアクションは当該制約の存続期間のみ可能で、関連する活動プール内での新規LCE発電の開発または調達を可能にするために講じた措置も実証しなければならない

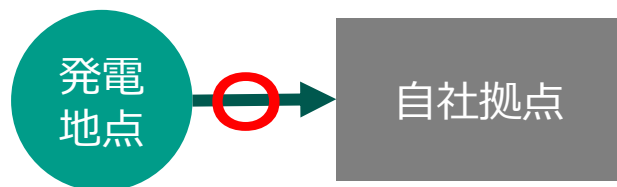
※1 供給可能（デリバビリティ）地域とは、同期グリッドに接続されたすべての電力生成源が、当該グリッドに接続された電力消費源に対して電力を供給すると合理的に見込むことができる地理的領域。供給可能地域は、電力システムにおけるある領域の次の側面のバランスをとったものである。すなわち、(i) 同期グリッドの境界、(ii) 送電の混雑、及び (iii) 地域内の接続性。（KEY TERMS）

活動プール境界の定義（供給可能地域に基づく）

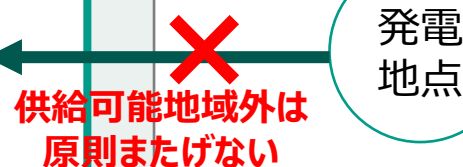
- Scope2・3の電力消費の活動プール境界は、供給可能地域で定義する。原則は同一地域内での調達だが、一定条件で地域をまたいで供給可能と見做すことができる。（C30,C30.3）

原則：同一の供給可能地域（地域A）でのみ供給可能と見做すことができる

地域A（自社の供給可能地域）



地域B



活動プール境界の定義の原則

- Scope2（購入電力）：自社の電力消費に供給する供給可能地域で境界を定義（C30.1）
- Scope3：地理的位置が分かれば供給可能地域、不明なら国等の適切な地域単位＋根拠報告（C30.2）

例外a：送電権を実証（C30.3a）

地域A（自社）

自社拠点

地域B

発電地点

送電権あり

- 電力及びその関連属性を発電地点から消費地点まで物理的に送電できることを実証できる場合、供給可能地域と見做すことができる（関連する送電系統運用者（TSO）によって承認された規制上の取り決め、契約、または認定されたマーケット手法を通じて、必要な送電権を保有するか、またはアクセスを実証しなければならない）

例外b：広域グリッド内の需要集約（C30.3.b）

広域同期系統（地域A・Bの相互接続）

地域A（自社）

自社拠点A

合計負荷
A+B

地域B

自社拠点B

PPA

地域B域内
LCE

- 複数地域にまたがる拠点の合計負荷を、当該活動プールのいずれかに所在するLCEプロジェクトとの間で締結された電力購入契約（PPA）によってカバーすることができる（稼働36か月以内に取引開始）

※ レガシー条項：契約更新による供給可能地域の延長は不可（C30.5）

出所：CNZS V2.0 を基に作成

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

活動プールで使用可能な「適格なマーケット手法」6種



- 活動プールの電力関連目標の実施には、次の適格なマーケット手法を使用しなければならない。（C31.1）

PPA（電力購入契約）系	供給契約・証書系	デフォルト供給LCE系
a. フィジカルPPA 系統接続のLCE発電者との物理的電力購入契約	c. LCE属性の供給契約 LCE属性に係る電力供給者との契約	e. デフォルト供給LCE※¹ エネルギー属性証書で裏付けられるデフォルト供給LCE
b. バーチャルPPA グリッド接続のLCE発電者との金融（バーチャル）電力購入契約	d. アンバンドル証書 LCEに係るアンバンドル型エネルギー属性証書の購入	f. デフォルト供給LCE LCEが発電構成の少なくとも95%を占め、かつLCE証書登録簿が無い活動プールにおけるデフォルト供給LCE

制約① ビハインド・ザ・メーター発電※²の証書は適用不可（C31.2）

- 活動プールからの電力消費に使用されるマーケット手法は、当該活動プールに供給を行う系統に供給されるLCE発電を表すものとする
- ビハインド・ザ・メーターで発電・消費された電力に係る証書は、送電網からの電力消費に適用してはならない

制約② 発電設備の設置年数（C31.3）

- マーケット手法は、当該手段が適用される電力消費の期間に先立つ15年以内に運転開始または再稼働（リパワー）されたLCE発電設備に限定されるものとする

※1 デフォルト供給されるLCEに関する詳細なガイダンスは、RE100及び24/7カーボンフリー連合の技術規準に記載されている。今後予定されるGHGプロトコル・Scope2基準の改定では、標準供給サービス（SSS：standard supply service）が導入される可能性があり、これがデフォルト供給されるLCEに置き換わる可能性がある（脚注58）

※2 ビハインド・ザ・メーターとは、電力事業者の供給メーターの需要家側に設置された発電ユニット及び／またはエネルギー貯蔵システムを指し、オンサイトでの使用のため、及び／またはグリッドへ放出するために電力を供給するもの（KEY TERMS）

出所：CNZS V2.0 を基に作成※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

Scope2 時間単位マッチング（任意の認定プログラム）



- 年間総電力消費量が10GWh以上の活動プールにおけるScope2電力消費のうち、時間単位で低炭素電力と契約またはマッチングされた割合を算定し、報告しなければならない。（C32,32.1）

参加予定を表明

カテゴリA・B企業必須



算定・報告

参加予定の表明にかかわらず、
カテゴリA企業は必須



認定

カテゴリA・B企業任意

- 任意の「Scope2時間単位マッチング認定プログラム」への参加意向を表明しなければならない（C33）
- 参加意向を目標検証の完了後6か月以内にSBTiダッシュボード上で公開表示することに同意しなければならない。（C33.2）
 - 参加予定がない企業は、目標検証時にその理由を提出しなければならない（C33.1）

- **対象：年間総電力消費が10GWh以上の活動プール（C32.1）**
- 算定：時間単位で、使用・契約またはエネルギー属性証書でマッチングしたLCE割合を算定しなければならない（C32.2）
- 会計：同一活動プール内で時間単位と年単位など異なる会計間隔を組み合わせるはいけない（C32.3／脚注59）
- 保証：カテゴリAは時間単位マッチングの割合について、第三者保証を取得しなければならない（認定を受けるカテゴリBも必須）（C32.4／C34.3）
- 報告：目標サイクル終了時評価と併せて、目標期間の時間単位マッチングの割合を報告し、サイクル終了評価の完了後6か月以内にSBTi Dashboard上で表示に同意しなければならない（C32.5）

- 自社のScope2時間単位マッチングの割合が、目標期間内の各報告年において該当する閾値以上である場合に、SBTiダッシュボード上での認定の対象となる（C34.1）
- 閾値は、報告期間の大部分が属する暦年に

～2030年

時間単位マッチング 50%以上

～2035年

時間単位マッチング 75%以上

2035年～

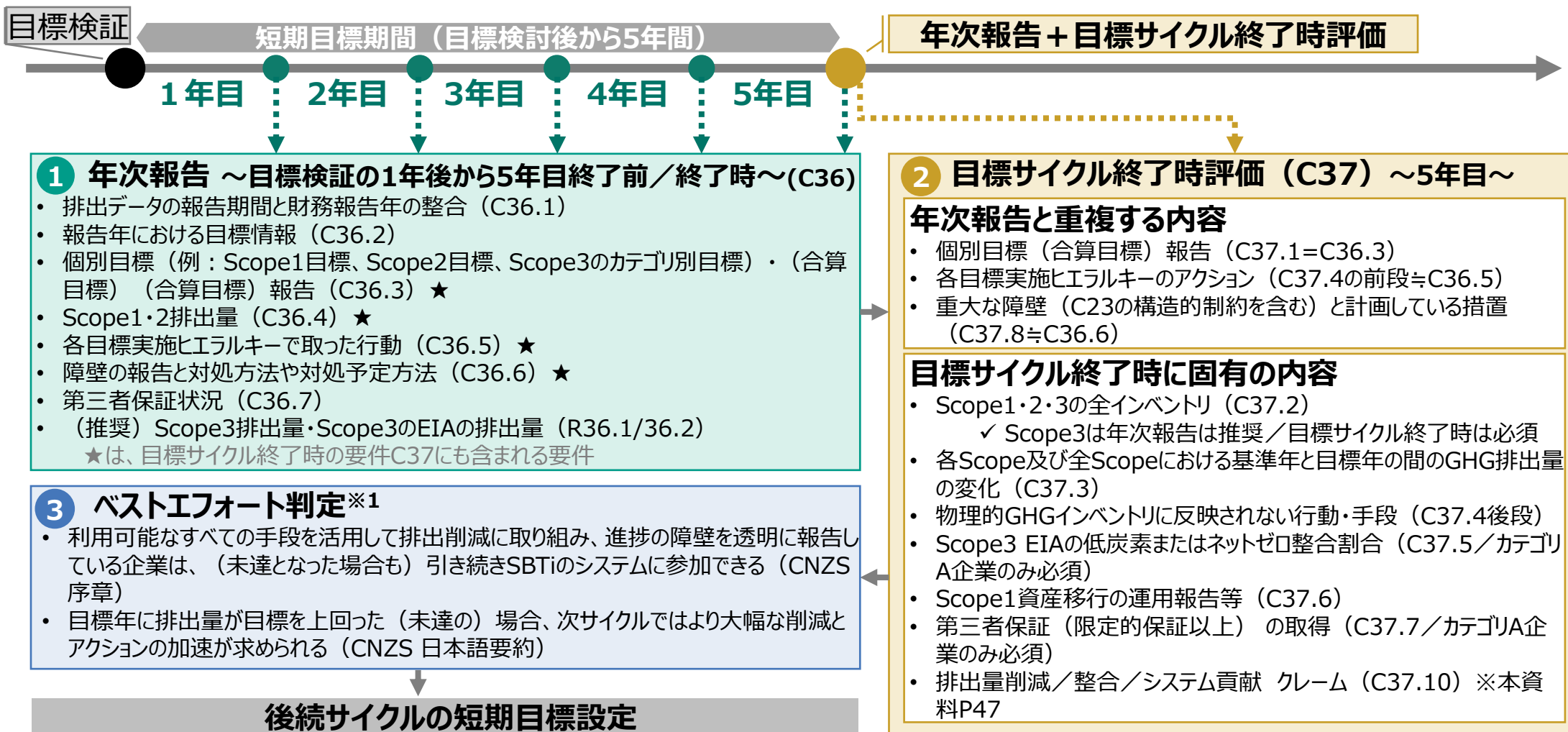
時間単位マッチング 90%以上

第5章 報告・進捗報告

年次進捗報告と5年後の目標サイクル終了時評価



- 目標に対する進捗を毎年追跡・報告し、各目標サイクルの終了時に進捗を評価・報告しなければならない (C36,37)。



※1 ベストエフォートの定義は、CNZS V2.0に示されているが (KEY TERMS)、後続サイクルで新たな目標を設定する企業に対する「最低進捗基準 (minimum progress criteria)」は定められておらず、今後公表される「SBTi Assurance Manual」※2に定められる予定 (CNZS 序章、第5章Background)

出所: CNZS V2.0、SBTi Corporate Net-Zero Standard SBTi 企業ネットゼロ基準 バージョン2.0エグゼクティブ・サマリー (CNZS 日本語要約と表記) を基に作成

※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

(参考) クレーム (企業がSBTiに関して外部に述べる主張・表明)



- 企業は、適用されるSBTiのクレーム・ガイダンスに従い、目標実施の行動及びそれに関連する成果について、透明かつ信頼できる形で伝達しなければならない。クレームは、目標実施章の全ての該当基準を満たす行動についてのみ行うことができる。(C37.10)

排出量削減クレーム

- 物理GHGインベントリの変化が、あらゆる排出量削減クレームの基礎を構成しなければならない

〔補足〕
物理インベントリ上で実際に排出が減った場合に限り、「削減した」と主張できる

整合クレーム

- 活動レベルの行動は、それが企業のオペレーションまたはバリューチェーン内で測定可能な変化をもたらす場合、ネットゼロ経路との整合のクレームを裏づけることができる

〔補足〕
自社の事業・バリューチェーン内で測定可能な変化が生じた場合に、「ネットゼロ経路に整合」と主張できる

システム貢献クレーム

- 物理GHGインベントリに反映されず、目標実施の行動として別個に報告される、活動プールレベルまたはセクターレベルの行動は、企業のバリューチェーン活動が組み込まれているシステムの脱炭素化に貢献しているというクレームのみを裏づけることができる

〔補足〕
活動プールやセクターの脱炭素化を支援した行動については、「システムの脱炭素化に貢献」とのみ主張でき、「自社の排出を削減した」とは主張できない

第6章 繼續的排出責任

継続的排出責任 (ONGOING EMISSIONS RESPONSIBILITY : OER)



- 継続的排出責任とは、継続的排出（ネットゼロに至るまで出続ける全ScopeのGHG）を踏まえ、求められるバリューチェーン目標を超えて気候貢献を行う、任意のアプローチ。※1

発効時点

2035年～

ネットゼロ年

1

2

3

要件が段階的に強まる

※本資料が便宜上フェーズ番号を付した(3フェーズの区切り方はCNZS V2.0に記載有)

フェーズ1

任意の認定プログラム
発効時点～2034年

- ・ 誰に：全企業（参加は任意、不参加なら理由提出）（C38）
 - ・ 何を：選択した認定レベル（3レベル：Engaged／Advanced／Leadership）に応じて継続的排出の一部を気候貢献でカバーし、目標サイクル終了時評価でダッシュボード上の認定を得る（C38・C39）※詳細はP51を参照
 - ・ 認定条件：本業の削減目標の進捗が前提（C39.1）
- ※ Leadership = 気候コストの完全な内部化。全企業がこの水準を目指すことが奨励（背景）

フェーズ2

2035年以降の責任要件

- ・ 誰に：カテゴリA企業は「必須」に（C45）
 - ・ 何を：継続的排出に相当する適格なカーボン除去を支援。カーボン除去でカバーする割合を2035年に1%、ネットゼロ目標年（遅くとも2050年）までに100%へ（C45.1）
 - ・ 長寿命除去：長寿命GHG起因分の10%から開始し、ネットゼロ年までに100%へ段階的に引上げ（C45.4）
- ※「例示的」要件。2035年発効予定で、次期改定（V3）で見直される（C45 免責）

フェーズ3

ネットゼロ時の残余排出量に
関する要件

- ・ 誰に：ネットゼロ目標を持つ全企業（ネットゼロ目標年以降）（C46）
 - ・ 何を：排出をゼロ／残余水準まで削減し、残余排出の100%を適格な除去で中和（C46）
 - ・ Scope1は直接責任、Scope3はパートナーと共同または直接。長寿命GHGは長寿命除去で（C46.2・C46.3・C46.4）
- ※ 中和に使う除去は他の残余排出源と二重計上しない（C46.5）。NDC（パリ協定に基づく各国の気候目標）との二重計上を避けた除去の使用を推奨（R46.1）

※ 未確定：フェーズ2（C45）は2035年以降の期待を示す「例示的要件」で、次期改定（V3）で見直し予定。フェーズ3（C46）も科学の進展に応じ継続的に見直し・更新。OER運用の詳細は2026年後半公表予定（Continuing Use of the Corporate Net-Zero Standard V1.3.1 and Transition to Version 2.0）。

※1 企業が、ネットゼロに向けて進む過程で生み出し続けるGHG排出量を認識し、自社に求められるバリューチェーン目標を超えて気候貢献を行う、任意のアプローチ。企業がSBTiの継続的排出責任（OER）認定プログラムの下で行う気候貢献の規模は、その継続的排出量に対する相対的な大きさとして決定される。OERは任意の認定枠組みであり、排出量を補償する法的責任、過失、又は法的義務を生じさせるものでも、示唆するものでもない。（KEY TERMS）

出所：CNZS V2.0 を基に作成※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

フェーズ1— 3つの認定レベル



- 企業がSBTiの継続的排出責任（OER）認定プログラムのもとで行う気候貢献の規模は、その継続的排出に対する相対的な大きさとして決定される。※1

フェーズ1 任意の認定プログラム 現在～2035年

- ・ 誰に：全企業（参加は任意。不参加なら理由提出）（C38）
 - ・ 何を：選択した認定レベル（3レベル：Engaged／Advanced／Leadership）に応じて継続的排出の一部を気候貢献でカバーし、目標サイクル終了時評価でダッシュボード上の認定を得る（C38・C39）
 - ・ 認定条件：本業の削減目標の進捗が前提（C39.1）
- ※ Leadership = 気候コストの完全な内部化。全企業がこの水準を目指すことが奨励（背景）

Engaged (入口レベル)

- ・ **カバー範囲：継続的排出（Scope1・2・3）の少なくとも1%（C40.3）**
- ・ 達成手段（どちらか）：a. カバー量と同量(tCO₂e)の検証済み緩和を支援 / b. カバー排出に基づく貢献予算を設定・使用
- ・ 推奨：貢献予算は \$20/tCO₂e 以上（R40.1）

Advanced (中位レベル)

- ・ **カバー範囲：Scope1・2の100% + 必要に応じScope3を追加 → 合計で継続的排出（Scope1・2・3）の少なくとも10%（C40.4）**
- ・ 達成手段（どちらか）：a. カバー量と同量(tCO₂e)の検証済み緩和を支援 / b. \$20/tCO₂e の貢献予算を設定・使用

Leadership (最上位・目標)

- ・ **カバー範囲：継続的排出（Scope1・2・3）の100%（C40.5） ※カテゴリB企業は10%カバーで可（C40.6）**
- ・ 達成手段（3つすべて）：a. \$80/tCO₂e の貢献予算を設定 → b. 同量(tCO₂e)の検証済み緩和を支援 → c. 残余資金は緩和・他の気候アクションへ
- ・ 気候変動コストの「完全な内部化」。全企業がこの水準を目指すことが奨励される（第6章 背景）

※1 企業が、ネットゼロに向けて進む過程で生み出し続けるGHG排出量を認識し、自社に求められるバリューチェーン目標を超えて気候貢献を行う、任意のアプローチ。企業がSBTiの継続的排出責任（OER）認定プログラムの下で行う気候貢献の規模は、その継続的排出量に対する相対的な大きさとして決定される。OERは任意の認定枠組みであり、排出量を補償する法的責任、過失、又は法的義務を生じさせるものでも、示唆するものでもない。（KEY TERMS）

出所：CNZS V2.0 を基に作成※ 条文番号はCNZS V2.0本文の付番による

フローチャート ～継続的排出責任～

●OERとは

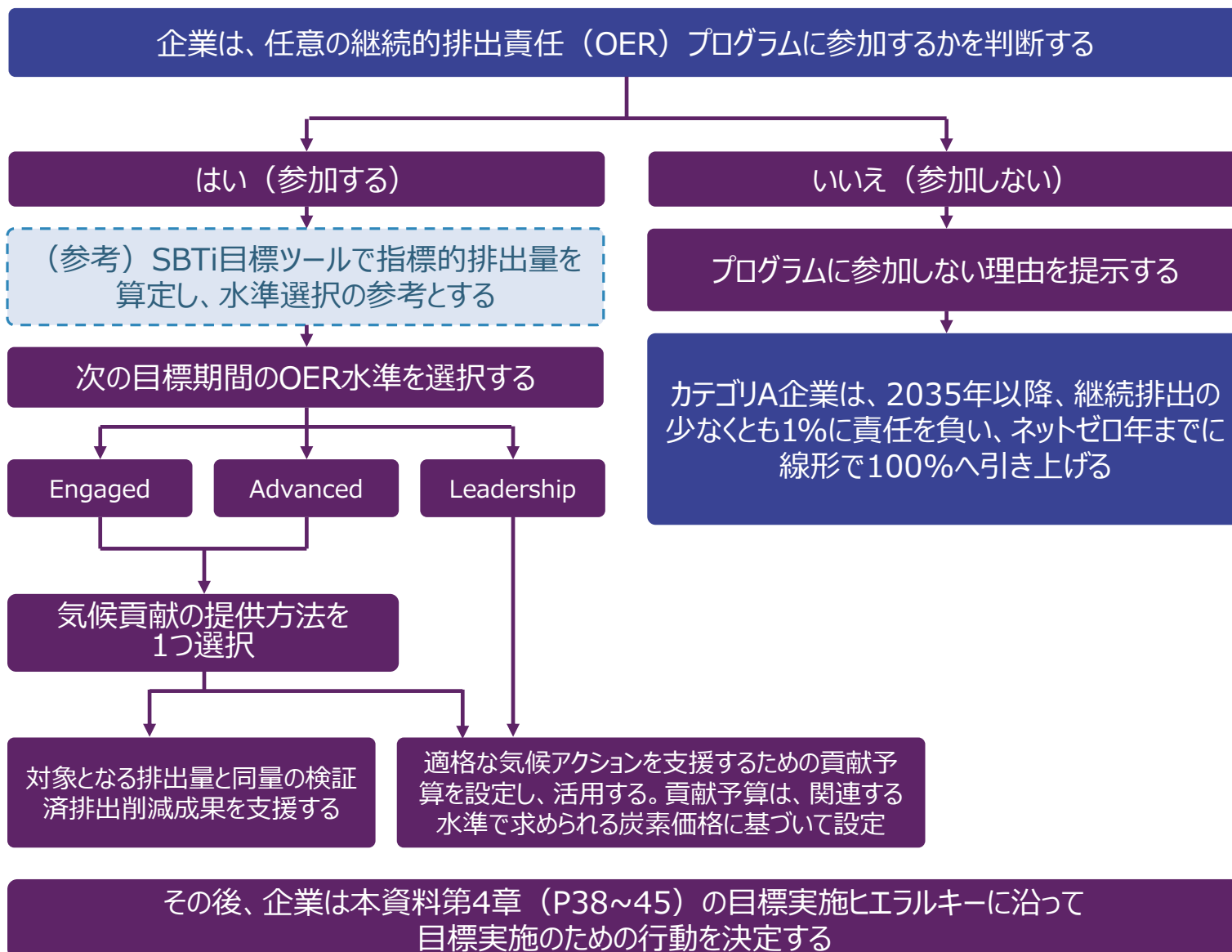
- ネットゼロ到達までの継続排出に、気候貢献を通じて責任を持つ任意の認定プログラム。SBTi Dashboardで公に認定。

●3つの認定水準

- Engaged（継続排出の1%以上）／Advanced（Scope1・2の100%＋総継続的排出の10%以上）／Leadership（100%）。

●位置づけ

- SBT実施行動に追加して行うもの。排出削減を代替せず補完する。削減が枠組みの中核であり続ける。
- 2035年以降、カテゴリA企業は適格なカーボン・リムーバル（除去）の支援が求められる。



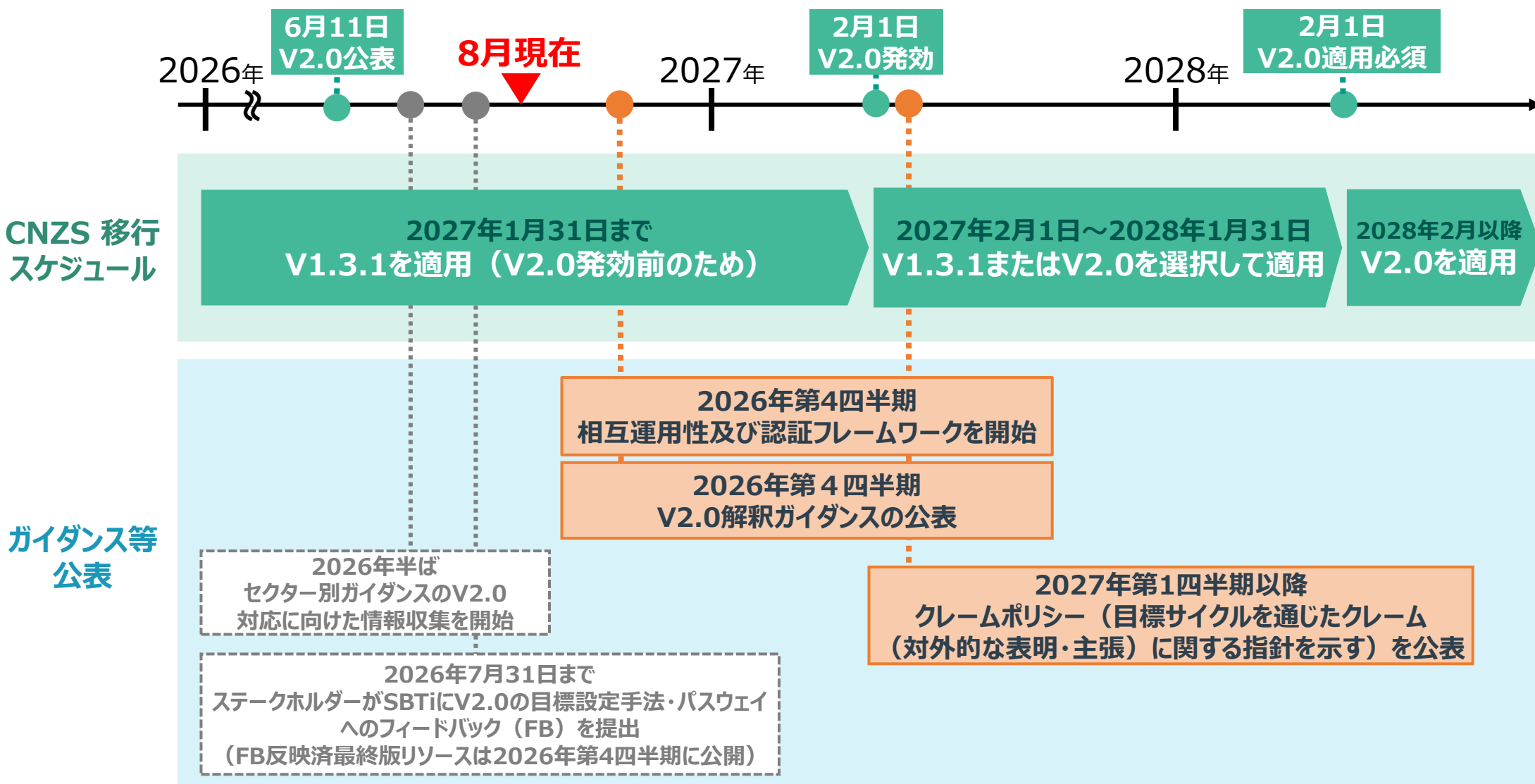
- 凡例：
- 全企業に適用
 - カテゴリA必須／B任意
 - 企業にとって任意

参考

追加ガイダンスの公表スケジュール



- 今後、各種追加ガイダンスが公表される予定。



■ SBTiのウェブサイトには、CNZS V2.0に関する各種資料が掲載されている。

項目	区分	内容	リンク
基準	SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0	SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 (CNZS V2.0) 科学に基づくネットゼロ経路に整合した、目標の設定・実行・報告・進捗評価のサイクルについて、要件及び推奨事項を定めた文書	リンク
規範 ・ 要件	SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Criteria	SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 要件 CNZS V2.0の要件及び推奨事項を抜粋したもの	リンク
	SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Criteria For Category B companies	SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 要件 (カテゴリB企業向け) カテゴリB企業向けにCNZS V2.0に沿って目標を設定・実施するために満たすべき要件及び推奨事項を抜粋したもの	リンク
	SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Foreword & Executive Summary	SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 序文・エグゼクティブサマリー CNZS V2.0の要約	リンク
技術 ・ 補完	SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0: Methods, Metrics and Pathways - Version for public commenting	SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 手法・指標・経路 (パブリックコメント版) CNZS V2.0の実装を支える手法・指標・経路 (MMPs) の役割と適用範囲を説明し、パブリックコメント対象の仕様書と意見提出の機会を示す文書	リンク
実務支援	SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0: How to set targets	SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 目標設定の手引き 企業区分と排出プロフィールに基づき、目標サイクルと目標設定プロセスを理解し、自社に適用され得る要件を特定するための実務ガイド	リンク
	SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Target-Setting Tool - Beta for Modelling & Illustration	SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 目標設定ツール (モデリング・例示) CNZS V2.0の手法と経路の適用イメージを示すモデリング・例示専用のベータ版ツール	リンク
移行 ・ 参照支援	Guide for Companies in the Transition to Corporate Net-Zero Standard Version 2.0	SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 へ移行する企業向けガイド SBTi Services作成の移行ガイド。検証済み目標・コミット企業向けに、CNZS V1.3.1とV2.0の運用・技術・報告面の主な変更点を条番号付きで対照	リンク
	Continuing Use of the Corporate Net-Zero Standard V1.3.1 and Transition to Version 2.0	SBTi企業ネットゼロ基準 V1.3.1の継続使用とV2.0への移行 CNZS V1.3.1と短期基準の継続使用及びV2.0への移行方針を示すガイダンス	リンク
	SBTi Corporate Net-Zero Standard Version 2.0 Frequently Asked Questions	SBTi企業ネットゼロ基準 V2.0 よくある質問 CNZS V2.0に関するFAQ	リンク

附属書A : Scope3高排出活動（EIA）一覧 1/2



活動	NACEコード	EIA境界の説明
コモディティ		
セメント	23.51	石灰石・粘土の採掘、輸送、キルンでの高温焼成（か焼）、及びクリンカーの粉碎・調合
鉄鋼	24.10	鉄鉱石の採掘、原料炭の生産、高炉還元（または電気炉でのスクラップ溶解）、及び転炉での酸素吹精
アルミニウム	24.42	ボーキサイト採掘、アルミナ精製（バイヤー法）、及び陽極の消耗を含む炭素集約的な電解
アンモニア	20.15	原料の採取（ガス／石炭）、水素と窒素の製造、それに続くハーバー・ボッシュ法
メタノール	20.14	原料の採取（ガス／石炭）、合成ガス（シンガス）の製造、及び液体メタノールへの触媒変換。
エチレン	20.14	原料の採取・処理／精製、及び高温スチームクラッキングによる分離その他の手段（例：バイオエタノール脱水、MTO（Methanol to olefins））を通じたエチレンの製造
プロピレン	20.14	原料の採取・処理／精製、及び高温スチームクラッキングによる分離その他の手段（例：プロパン脱水素、MTO（Methanol to olefins））を通じたプロピレンの製造
ベンゼン	20.14	原料の採取・処理／精製、及び高温スチームクラッキングによる分離その他の手段（例：MTA（Methanol to Aromatics））を通じたベンゼンの製造
トルエン	20.14	原料の採取・処理／精製、及び高温スチームクラッキングによる分離その他の手段（例：MTA（Methanol to Aromatics））を通じたトルエンの製造
キシレン	20.14	原料の採取・処理／精製、及び高温スチームクラッキングによる分離その他の手段（例：MTA（Methanol to Aromatics））を通じたキシレン類の製造
プラスチック（一次ポリマー生産）	20.16	原料（石油／天然ガス）の採取・処理、モノマー（例：エチレン、プロピレン）その他の原料・中間体（例：スチレン、塩素、酸化エチレン、テレフタル酸）の製造、樹脂（例：PE、PP、PVC、PET、PS）への重合、流通前のペレット化とコンパウンド化
森林・土地・農業（FLAG）コモディティ	N/A	原料コモディティの農業に由来する排出：牛、鶏、カカオ、コーヒー、乳製品、皮革、パーム、豚、ゴム、トウモロコシ、米、小麦、大豆、木材／木質繊維 注：皮革・乳製品については、基礎となる原料コモディティ（牛、山羊等）の農業に由来する排出

※注：EIAのリストは、SBTiのセクター資料・経路の継続的な整備を反映して、今後拡大される見込みである。

附属書A：Scope3高排出活動（EIA）一覧 2/2



活動	NACEコード	EIA境界の説明
輸送		
道路（小型車両）	49.41	燃料／電力の生産（Well-to-Tank）、及び小型商用車の運行時における燃焼またはバッテリー放電を含む
道路（大型車両）	49.41	ディーゼルまたは水素化植物油（HVO）の採取／精製、及び長距離貨物輸送時の大型エンジンの燃焼サイクルを対象とする
鉄道貨物	49.20	特定の電力システムミックスまたはディーゼルの生産、及び機関車のけん引・軌道運行における効率損失を含む
海運（外航）	50.20	重油または液化天然ガスの生産、及び船舶エンジンからの直接排出（該当する場合はメタンスリップを含む）を対象とする
航空（貨物・旅客）	51.10, 51.21	上流のジェット燃料生産（Well-to-Tank）、及び航空運航からの直接排出（Tank-to-Wake）を含み、貨物・旅客の航空輸送を全飛行フェーズ（着陸・離陸・巡航を含む）にわたり対象とする
販売製品		
販売した燃料の燃焼	N/A	エンドユーザーによる、販売した化石燃料（例：石炭、石油、天然ガス）の燃焼から生じる排出
エネルギー消費製品（化石燃料）	N/A	使用フェーズで化石燃料を直接燃焼する製品（例：内燃機関、ガスボイラー、炉、化石燃料の動力機械）の生涯排出。開発事業者が販売する建物などの資本財を含む
エネルギー消費製品（電力）	N/A	使用フェーズで製品が消費する電力による生涯排出（例：電化製品、電子機器、産業機械）。開発事業者が販売する建物などの資本財を含む
GHG排出製品	N/A	使用フェーズで、漏出または化学反応によりGHGを放出する製品（例：冷却機器からのハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類、窒素系肥料の施用による一酸化二窒素排出）。
化石燃料支援サービス	N/A	未対策の化石燃料の生産・処理・輸送・配給を支援するサービス。機器及び専門サービス（例：法務、アドボカシー・ロビー活動、コンサルティング、広報・広告、データ、専用ソフトウェアその他のITサービス、保証、建築、知的財産サービス）を含む

※注：EIAのリストは、SBTiのセクター資料・経路の継続的な整備を反映して、今後拡大される見込みである。

